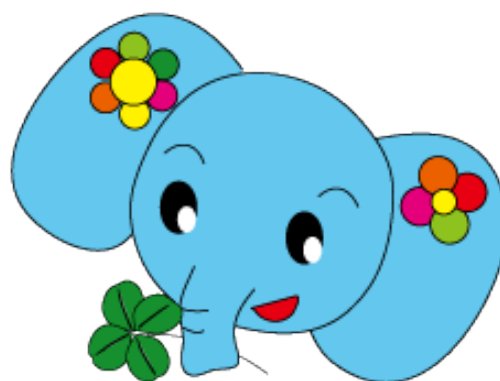


社会福祉法人半田市社会福祉協議会

## 第3期 強化発展計画



社協マスコットキャラクター はなちゃん



## 巻 頭 言

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって私たちの生活が大きく変わってしまった1年でした。医療の逼迫や経済状況悪化に伴う生活困窮者の急増などにより、半田市社会福祉協議会の事業にも大きな影響を与えました。

コロナ禍によって、これまでは「困っていなかった人」が生活困窮等の困りごとを抱え、苦しむ人が増え続けています。そして「困っていた人」がさらに困難な状況に陥ってしまうということも少なくありません。コロナ禍の今だからこそ、地域福祉を推進することの重要性はさらに増したように思います。

半田市社会福祉協議会は、「断らない相談」をモットーとして事業を続けています。高齢・障がい・生活困窮といった分野別の相談支援の体制を敷いてきましたが、最早縦割りの支援では対応できない状況になってきました。多機関・多職種が連携し、地域の困りごとの解決には総合力で挑まなければなりません。

半田市では、多くのボランティア・市民活動団体が活躍されています。半田市社会福祉協議会も「困ったときはお互い様」という文化を大切に、地域住民相互でささえあうまちづくりを目指しています。

この『半田市社会福祉協議会強化発展計画』は、職員一同が「社協が果たすべき役割は何だろうか」を議論し、作り上げられた計画です。地域住民や企業、福祉事業所等と協働し、半田市地域福祉計画の基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の推進に寄与していきたいと考えています。

ぜひこの計画を手にとっていただき、これからも住みよいまちづくりについて一緒に考えていただけると幸いです。

令和3年4月

社会福祉法人半田市社会福祉協議会

会 長 加 藤 金 吉



# 目 次

第1章 半田市社会福祉協議会の歴史、その役割と組織	
1 半田市社会福祉協議会の歴史	1
2 半田市社会福祉協議会の役割	2
(1) 身近な地域でのささえあい	
(2) ふくし共育	
(3) 断らない相談支援	
3 半田市社会福祉協議会の組織	4
第2章 本計画に位置づけ	
1 計画の期間	5
2 本計画と半田市地域福祉計画との関係性	5
第3章 半田市社会福祉協議会の現状	
1 主要事業の概要	7
(1) 会員制度	7
(2) 各中学校区における地域福祉活動	8
亀崎中学校区	
乙川中学校区	
半田中学校区	
成岩中学校区	
青山中学校区	
(3) 地域福祉に関する事業	22
ボランティア地域ささえあいセンター	
共同募金	
広報活動	

(4) 半田市等からの委託事業	28
地域包括支援センター	
障がい者相談支援センター	
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	
日常生活自立支援事業	
生活福祉資金貸付等	
2 残された課題	47
第4章 本計画の重点目標	48
第5章 本計画の進行管理	51
資料編	
半田市社会福祉協議会 年表	53
用語集（*印の用語の解説）	56

# 第1章 半田市社会福祉協議会の歴史、その役割と組織

## 1. 半田市社会福祉協議会の歴史

社会福祉協議会とは、「地域福祉を推進する」ことを目的とした民間組織です。基本的には、営利を目的とする団体ではありません。昭和 26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、全国の都道府県や市区町村に設置されました。社会福祉協議会は略称で「社協」とも呼ばれています。

半田市社会福祉協議会は、昭和 27（1952）年 12 月に厚生大臣（当時）の設立許可を受け、翌年 1 月に社会福祉法人として登記を行いました。設立当時は保育園の運営を中心に、くらし資金の貸付業務と心配事相談を主たる事業としていました。

その後、昭和 56（1981）年度から平成 11（1999）年度までは、障がいのある方の通所施設や高齢者等への訪問介護などのサービス事業を展開していました。

介護保険制度がスタートした平成 12（2000）年にはすべてのサービス事業を廃止し、ボランティアセンターの運営や日常生活自立支援事業を核とした事業体制となりました。

平成 18（2006）年度に地域包括支援センター事業を半田市から受託、翌年に日常生活自立支援事業基幹社会福祉協議会（愛知県社会福祉協議会から受託）、さらにその翌年には障がい者相談支援センター（半田市から受託）、平成 27 年（2015）年度には半田市が運営する児童発達支援センターに正規職員を派遣し、その運営に協力しました。

平成 28（2016）年度には生活困窮者自立支援事業家計相談支援事業（現：家計改善支援事業）を半田市から受託しました。

このように、半田市社会福祉協議会は住民のみなさんのライフステージ\*を概ね網羅した総合相談支援の体制を敷き、今日に至りました。

### 半田市社協の主な歴史 \*詳しい沿革については資料編 53 ページをご参照ください。

1950～70 年代	○保育園の運営・心配ごと相談・生活福祉資金貸付を 3 本柱とした事業展開
1970～90 年代	○措置制度下における介護福祉サービス事業を実施
2000 年以降	○地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の受託により、「相談支援」に特化した事業体制に ○「ふくし共育」を基盤とした地域福祉実践へ ○『半田市地域福祉計画』の基本理念の実現をめざす

## 2. 半田市社会福祉協議会の役割

市区町村に設置された社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉を推進する団体」として位置づけられています。その手段として、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（同法109条より抜粋）とされています。

全国各地の市区町村社会福祉協議会は、その地域によって事業活動に違いがあります。半田市社会福祉協議会は「身近な地域でのささえあい」「ふくし共育」「断らない相談支援」を3本の柱として地域福祉の推進に寄与しています。

### (1) 身近な地域でのささえあい

半田市には5つの中学校区があり、半田市地域福祉計画では「第2層 地域特性を活かし福祉サービスを整備した空間」と位置付けています。半田市社会福祉協議会は中学校区毎に「地区担当制」を敷いており、ほぼすべての職員がいずれかの中学校区の担当として配置されています。

差別・偏見・排除ではなく、地域で困っている人や世帯を「地域ぐるみで支えていくしくみ」を創っていくことが半田市社会福祉協議会の大きな目標となります。これは半田市が重点施策として掲げる「市民協働」に通じています。

地域住民のみなさんが上記の取組みに参加しやすい圏域は、中学校区よりも小学校区が理想です。半田市地域福祉計画ではこれを「第3層 住民参加による地域福祉の空間」と位置付けています。これらを推進する基盤として、後述の「ふくし共育」と「断らない相談支援」と連動した活動としていくことが重要です。

### (2) ふくし共育

ふくし共育には、半田市社会福祉協議会の基本理念である“ふだんのくらしのしあわせ”の実現という思いが込められています。

一般的に「福祉とは、支援が必要な人のためにある」という狭義のとらえ方が主流ではありますが、実は「その地域に住むすべての人たちが、当たり前幸せに暮らせること」であると考えています。これを強調するためにあえて「ふくし」をひらがなで表記しています。そして“教育”ではなく、“共育”と表記したのは、大人も子どもも「共に育みあう」ことを基本姿勢としているからです。

こうした考え方はソーシャルインクルージョン（完全参加と平等）とも言われ、

地域共生社会を推進する上でとても重要なことです。“ふだんのくらしのしあわせ”という考え方を地域住民のみなさんと共感し、世代や障がいの有無等を問わずに住民相互が支え合う地域づくりの基盤をつくっていく必要があります。



ふくし共育で出会った当事者の作品展を横小まつりで開催

### (3) 断らない相談支援

半田市等から受託した事業を中心として、対象となる世代や専門分野の垣根を超え、“寄り添い”を基本姿勢とした相談支援を目指しています。

ここでいう「断らない」とは、決して何でも解決できるということではありません。その人が抱えている困りごとに真摯に耳を傾け、一緒になって解決に向けて考えて行動するということです。地域住民の方々の力や、あらゆる分野の専門職と協力（市民協働と多職種連携）し合って、その人の困りごとの解決を図ります。

この過程が「ささえあい」のまちづくりにつながっていくと考えます。



『半田市地域福祉計画』より

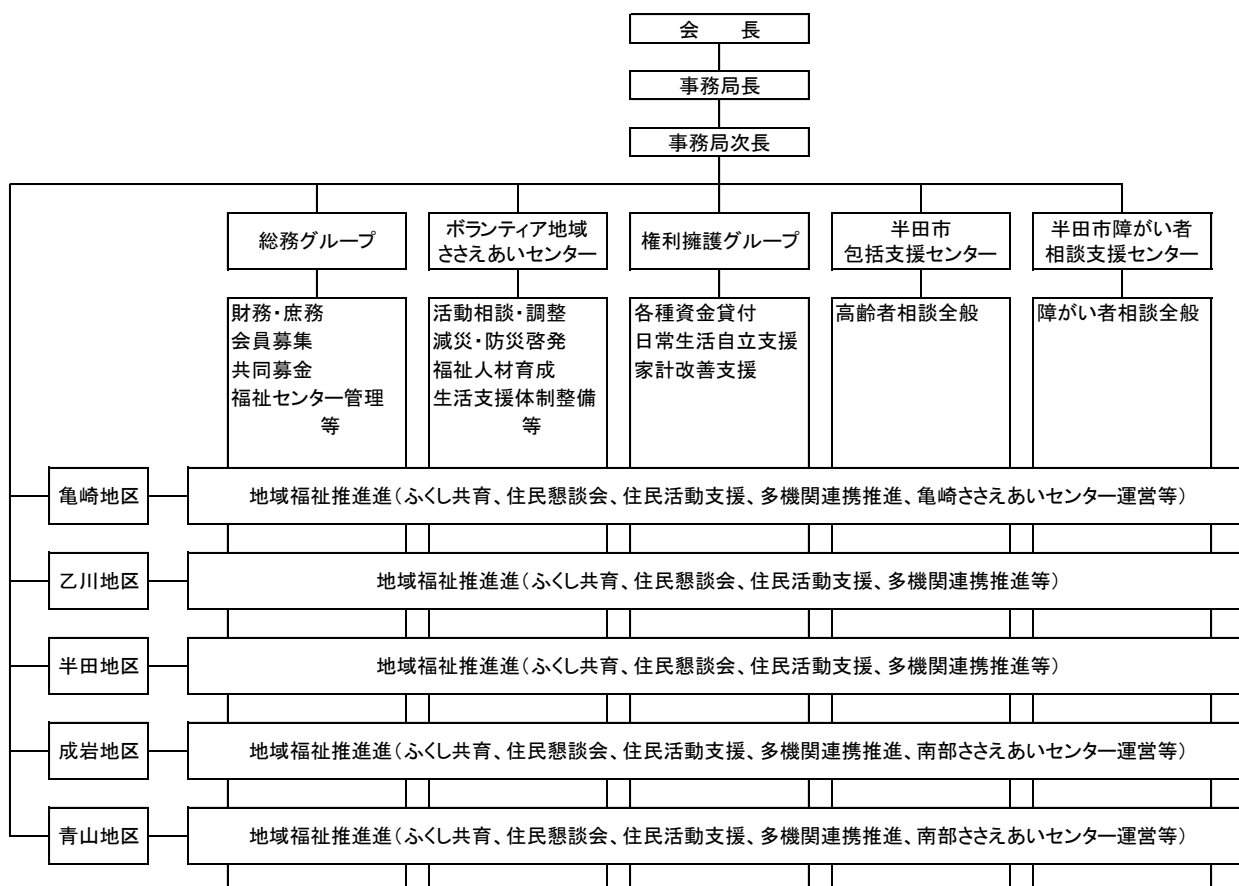


### 3. 半田市社会福祉協議会の組織

半田市社会福祉協議会は、理事会（執行機関）と評議員会（評決機関）そして監事会（監査機関）といった「役員会」と、事業を実施する「事務局」によって組織されています。一般的には事務局を指して“社協”と呼ぶことがありますが、地域の社会福祉活動の担い手である個人や団体によって組織されている“協議会”体制であることを忘れないよう努めています。

前述のように、全国各地の社会福祉協議会はその地域性等によって事業内容が違います。半田市社会福祉協議会は、法人運営（総務グループ）や日常生活自立支援事業・生活福祉資金貸付（権利擁護グループ）、ボランティアセンターといった社会福祉協議会の基幹事業のほかに、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター等の事業を半田市から受託し、世代や分野を問わない相談支援に力を入れています。

#### 半田市社会福祉協議会 組織図



## 第2章 本計画の位置づけ

### 1. 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度とします。これは、第2次半田市地域福祉計画の期間と整合性を持たせています。半田市の地域福祉の状況や本協議会の体制等に大きな変化があった場合は、本計画の途中で見直しを図ることがあります。

## 『半田市地域福祉計画』基本理念

**だれもが自分らしく生きられるまち・はんだ**

わたしには何でも相談できる人がいます。  
わたしには身近に集える場所があります。  
はんだには気軽に参加できる機会があります。  
はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。

**わたしには地域での役割があり、  
そこで安心して暮らすことができます。**

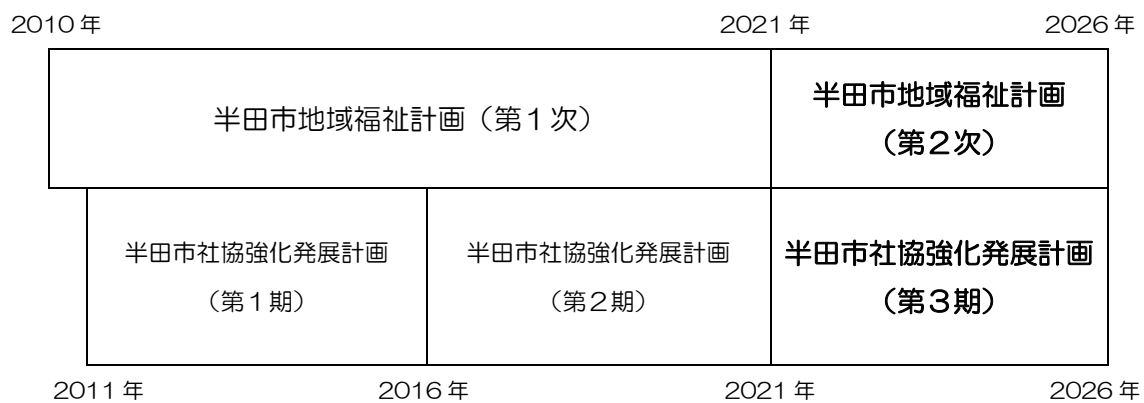
### 2. 本計画と半田市地域福祉計画との関係性

市区町村社会福祉協議会の活動に関する計画は、一般的には「地域福祉活動計画」として策定されており、市区町村（行政）の地域福祉計画とは別の計画として位置づけられています。しかし、平成22（2010）年度に施行された第1次半田市地域福祉計画は「市と社協の協働による一体型の計画」として策定されました。この一体型の計画策定は、その当時は全国的には珍しいかたちでした。今では、行政計画である地域福祉計画に地域福祉活動計画が統合されているかたちが浸透してきました。しかしながら、半田市社会福祉協議会が行う事業活動に特化した計画も必要であることから、「半田市社会福祉協議会強化発展計画」を策定するに至りました。

本計画は平成23（2011）年度に第1次計画、平成28（2016）年度に第2次計画が策定しました。令和2（2020）年度中に策定される第2次半田市地域福祉計

画に沿って、前の計画から大幅に改定した第3次計画を策定しました。

## 半田市地域福祉計画と半田市社協強化発展計画の関係



## 第3章 半田市社会福祉協議会の現状

### 1. 主要事業の概要

半田市社会福祉協議会が実施している主要事業について、その成果と残された課題と今後の方策等を分析しました。

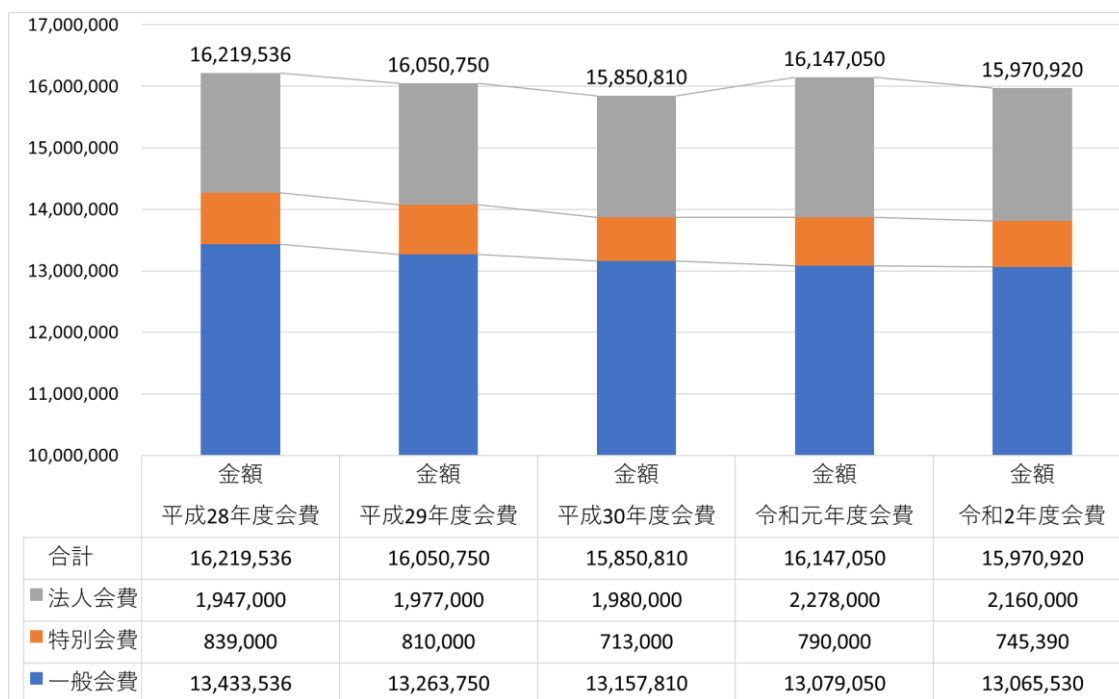
#### (1) 会員制度

社会福祉協議会が地域福祉活動を推進する上で、一定の財源が必要です。全国の多くの社会福祉協議会が「会員制度」を導入しています。これは、社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動について広く個人や団体のみなさんにご理解いただき、「会費」というかたちでその取り組みに参加していただくという考え方です。

半田市社会福祉協議会の会員制度は、市内42自治区を通じてご協力いただく一般会費(1世帯500円/年)、企業や事業所にご協力いただく法人会費(1口5,000円)、社会福祉に関係する個人等にご協力いただく特別会費(1口1,000円)で成り立っています。

これらの会費は、半田市社会福祉協議会が実施する地域福祉に関する主要な事業の財源として活用しています。

直近5年間の会費収入の推移は下図のとおりです。



## 課題と今後の方向性

半田市の世帯数は増加傾向にありますが、会費収入は減少しています。それは、会費の集金を自治区に依頼しているため、社会福祉協議会の役割や会費の用途が地域住民に伝わりきらず、「社協は何をしている団体かわからない」「自分は社協の会員になった覚えがない」といった声が反映されていると考えられます。

半田市地域福祉計画が施行され、それまでより職員が地域に出向く機会が増え、少しずつではありますが「半田市社会福祉協議会」の名称は認知されてきました。しかし、その役割や取り組みについては、いまだ伝わりきっていないという課題を抱えています。

日常的に職員が地域に出向き、地域住民とともに地域課題に取り組むことで、「半田市社会福祉協議会」を理解してもらい、社会福祉協議会の会員となることで、地域をともに作るための財源を確保していることを理解してもらう必要があります。そのためには、職員自身が「半田市社会福祉協議会」を理解し、伝える力を持つ必要があります。また、市内事業所や企業に対しても同じことが言えます。(広報活動については後述)

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的な課題を抱える世帯が増加していく中で、今後も地域福祉を推進していくための財源の確保は大きな課題となってきます。「会費」という考え方ではなく「地域づくりの協力金」として認識してもらえるよう、共同募金を含めた財源の使い方の周知に努めます。

### (2) 各中学校区における地域福祉活動

各中学校区では、その地域特性を活かした地域福祉活動が展開されています。ふくし共育・防災減災・ふれあいいきいきサロン活動・お助け隊活動等を実践または支援しています。亀崎中学校区並びに成岩及び青山中学校区には半田市社会福祉協議会が運営する地域福祉拠点があります。

#### 【亀崎中学校区】

亀崎中学校区は、半田市内で一番人口が少なく、また、一番高齢化率の高い地域です。ユネスコ無形文化遺産に登録された亀崎潮干祭での多世代交流や長く同じ地に暮らしている住民が多いことから、近隣のつながりが強く、半田市内の他の地域と比較しても、些細なことであれば、近隣で「ささえあう」ことのできてきた地域と言えますが、その反面、課題を家族で抱え込む傾向があり、気づくと大事になっていることもありま

す。ここ数年で、ささえてきた家族の高齢化に伴い、大事となって相談機関につながるケースが増加してきました。

そのことから、課題を持つ家族が、課題を抱え込まず気軽に相談できる体制づくりと、高齢化がますます進む地域で不可欠な、これからの「地域でのささえあい」を、さらに啓発していくことが必要と考えています。

そのために、亀崎中学校区の生活支援体制整備事業で定めた、『亀崎地区ささえあい活動計画』の目標「住んでよかった あたたかいまち」を亀崎のまちづくりの指針としてさまざまな事業を推進します。

## ふくし共育

子どもたちへのふくし共育は、地域福祉計画施行後「ふくし共育プログラム」の見直しを進める社協とは裏腹に、亀崎小学校、有脇小学校ともに、複数学年を対象とした、疑似体験重視の福祉実践教室の開催を見直しできない課題を現在も抱えています。

亀崎中学校では平成 21(2009)年度から「地域に住む中学生としてできること」を考える「ふくし共育」に取り組んでいます。プログラムの内容については、先生方が伝えたいテーマを元に毎年異なったものを提案し、学校のふくし共育の場を地域のふくし共育の場とするため、必ず地域住民を巻き込む形で実施してきました。

平成 29(2017)年度と同 30(2018)年度は、残念ながら実施できませんでしたが、学校との話し合いの中で、地域課題に気づくことのできる中学生を育成することを目標として確認しました。

令和元(2019)年度の授業においては、近隣の高齢の福祉事務所の職員と共に「地域の高齢化に伴う認知症理解」を実施しました。実践においては、後述する亀崎地区のささえあい活動を行う『亀崎思いやり応援隊(KOO)』と共に中学生が近隣の高齢者宅の訪問し、高齢者の困りごとを解決する中で、お互いの事情を知り合うことで、ささえあう大切さを学ぶ機会となっています。



福祉事業所の職員と共に学びあう様子



亀崎ささえあいセンター  
(通称：駅前ほうす)

## 身近な相談窓口

亀崎中学校校区は、相談窓口がある市役所や雁宿ホールから遠い地域にあるため、住民が身近な場所で気軽に相談ができるしくみづくりの一つとして、平成 30(2018)年に、社協 2 つ目の地域拠点、『亀崎ささえあいセンター(通称:駅前はうす)』を開設しました。

相談窓口として地域で活用していくために、立ち上げ準備の段階から住民の方と拠点に必要な機能を検討し、より地域に溶け込みやすい施設を目指しました。

しかし、生活支援体制整備事業の中で、地域課題を明確化するうちに、中学校区内にひとつの相談窓口では、住民の「困りごと」を拾いにくい、ということが判明し、より身近な相談窓口の設置に向け、中学校区内に拠点を構えるすべての福祉事業所と『亀崎中学校校区ふくし事業所連絡会』を立ち上げ、定期的に地域課題を共有する場を設け、福祉事業所が「身近なふくしの相談窓口」となるしくみの検討等、亀崎中学校校区の地域づくりに取り組んでいます。

その他、有脇小学校区では、住民ニーズを把握する中で、自治区単位で生活課題の違いが浮き彫りとなり、各区において職員が定期的に相談窓口を開催し、住民ニーズの把握に努めています。

## 地域のささえあい活動

平成 21(2009)年度に地域福祉計画の策定後、ふくし井戸端会議が開催される中で、住民同士で地域の課題が共有され、地域でのささえあいのしくみとして、平成 24(2012)年に、住民によるお助け隊『亀崎思いやり応援隊(KOO)』が設立され、現在も活動をしています。

しかし、この活動は一部の人に限られており、まち全体での「ささえあい」の心の醸成にはつながっていないとはいえません。また、地域が高齢化することと合わせて、活動者も高齢化し、地域でのささえあいに陰りが見えてきました。そのため、団体の努力だけでは新たな活動者の開拓が見込めないことから、亀崎地区ささえあい活動計画を推進する中で、中学生と連携し、地域課題を共有する場として、中学生が地域活動を実践する場づくりを提案しました。この提案が、中学校で受け止められ、亀崎思いやり応援隊と一緒に地域活動をする『KOO ジュニア』が発足されました。



亀崎思いやり応援隊(KOO)と一緒に活動する中学生(KOO ジュニア)

この活動が、中学生の保護者等今まで関りの少なかった年齢層に、地域のささえあい  
が大切であることを啓発する一つのきっかけとなったのではないかと考えています。

以上のような現状や課題を踏まえ、以下の3点を同地区の方向性としします。

- ① 家族が抱える課題が大事になる前に、当事者(家族)が気軽に相談ができる環  
境づくり(相談窓口の整備・地域支援者の意識啓発)の推進
- ② 身近なふくしの相談窓口の啓発のため、『亀崎ささえあいセンター(駅前ほうす)』  
の利用者層の拡大と中学校区内のふくし事業所と連携し身近なふくしの相談窓  
口の設置拡大
- ③ 地域課題を受け止める、地域住民と新たな担い手の開拓に向けた啓発

この3点を重点に亀崎中学校区の地域住民が、「ささえあう」ことが、日常生活の当  
たり前の行動となるような地域づくりを、住民の方々や関係各機関と共に推進してい  
きます。

## 【乙川中学校区】

乙川中学校区は、半田市の北部に位置し3小学校1中学校からなります。乙川中  
学校区を縦断するように稗田川と阿久比川が流れ、市内最大の七本木池や上池等の  
ため池が数多くあることから、住民の多くは大規模災害時には津波被害よりも河川の  
増水やため池の決壊による被害に対して危機意識があります。

乙川小学校区は、乙川駅を基点とした商店街があり、祭礼等の歴史的伝統が根強  
い地域です。ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者世帯が数多くありますが、昔から乙川  
に住み続けている方も多く、「近所のひとり暮らし高齢者が同級生の母親だった」など  
意識しなくても地域のつながりがあり、小さなささえあい活動が生まれているエピソード  
もあります。

乙川東小学校区は、宅地造成が進みアパートの棟数や一戸建ての数が増え、乙川  
東小学校では空き教室の数が不足するほど、子育て世帯の数が増加し多世代交流の  
機会が増えています。乙川小学校区と同じく祭礼を通じたつながりのある地域です。

横川小学校区は、公営住宅が6棟あり、他地域からの転入者も多い地域のため、地  
域のつながりが作られにくい点がありますが、公民館を中心とした活動(上池公民館・  
乙川北部記念館・大矢知コミュニティ・集合住宅の集会所等)が活発であり、また市内  
で外国籍人口が最大であることから、今後は地域の活動に外国籍の方を巻き込みな  
がら多文化共生を目指す必要があります。



## ふくし共育

子どもたちへのふくし共育は、小学校の4年生や5年生を対象に実施されています。「生徒が当事者に出来ること」や「当事者がまちや地域のために出来ること」を考えさせあっていることを学ぶ「ぼく・わたしの出来ること」のワークを通じて、「ふくしが身近であること」「(生徒にも当事者にも)出来ることがあることに気づくこと」「出来ることを行動できる大人になってほしいこと」を伝えています。当事者の生活に耳を傾け、当事者と触れ合うことで正しく理解し、自分たちが住んでいるまちがささえあって成り立っていることに気づくという経験が出来るよう、プログラムを実施しています。

令和元(2019)年度には、横川小学校で「ぼく・わたしの出来ること」のワーク内で、小学生より「横川祭り(文化祭)で杉江徳長さん(重度障がい当事者)の写真展を開催してほしい」というアイデアを受け、ふくし共育で講師を務めた障がい・高齢の当事者による写真展・作品展を開催しました。ふくし共育を受ける小学生だけではなく、横川まつりに参加した保護者にも直接アプローチできる貴重な機会となりました。親世代へもふくし共育を定着させていくことを狙い、今後も継続・強化させていくための介入方法を検討していきます。

## 身近な相談窓口

乙川中学校では、平成22(2010)年4月より『おっかわハウス』を開設し、地域の身近な相談窓口として活動しました。日々の運営は、にじいろサポーター養成講座を受講された方、乙川中学校区の半田市赤十字奉仕団の方、民生委員児童委員の方等にサロンボランティアをお願いし、活動の中で、相談対応が必要な事例に気づいた場合は、社会福祉協議会の職員に繋ぐことで、住民の方の多くの困りごとを解決することができました。

また、「脳トレ教室」「書道教室」「手芸教室」などの活動が、地域の高齢者の身近な居場所としても活用してきました。令和2(2020)年10月末日をもって閉館となりましたが、今後も『おっかわハウス』のこれまでの活動を振り返り、既存の地域資源との連携を強化しながら、培ったつながりを維持できるよう継続的に身近な相談窓口のあり方を検討していきます。



在りし日の『おっかわハウス』と活動風景

## 地域のささえあい活動

地域福祉計画の推進に伴い、ふくし井戸端会議を実施する中で「地域のささえあい」や「防災・減災」等をテーマに、住民のみなさんと協議してきました。令和2(2020)年度までに、乙川中学校区内には他地区にある様なお助け隊活動は発足していませんが、民生・児童委員等による丁寧な個別訪問により、地域で支援が必要な方を把握する見守り機能は充実しています。把握後、包括支援センターや障がい者相談支援センター等の専門職による支援まで、スピーディにつながる体制構築ができています。今ある見守り機能を維持していきながら、さらに充実した「地域のささえあい活動」を目指し、住民のみなさんのニーズを把握していきます。

また令和2(2020)年度から、乙川中学校区で事業展開している社会福祉法人とのネットワーク形成として「乙川中学校区社会福祉法人連携会議」をスタートし、地域との連携や共通の課題である「防災・減災」について話し合いを行っています。

乙川地区ささえあい活動計画では、「まちもひともしいきいきと」をスローガンに、「男性をターゲットとした地域活動」「公民館等に行くことが出来ない方に自治区や町内会単位での身近な居場所の創設」「企業や医療機関等と連携することで活動にアクセントをもたらす新しい参加者の獲得」といったポイントを挙げ乙川中学校区の地域福祉を住民のみなさんと一緒に推進していきます。

## 乙川中学校区の課題と方向性

- ① 『おっかわハウス』の閉館により、社会福祉協議会として乙川中学校区の地域拠点が失われています。「身近な相談窓口」や「地域の居場所」としての機能的損失だけでなく、地域のキーパーソン(サロンボランティアのみなさん)との関係が脆弱化してしまうことで地域の課題を把握しづらくなるため、地域お助け隊の創設支援(または“ちょっとした困りごと”をサポートしあえる関係づくり)や『おっかわハウス』に代わる新たな拠点を設けて、地域福祉活動を推進します。
- ② 外国籍世帯との接点が少なく、半田市で生活していく生活の課題や窓口となるキーパーソンの把握できていないため、文化の違いによる「考え方」や「生活習慣」が異なる住民同士が、ともに地域で暮らすために情報発信や交流の場をどのように設けていくとよいか検討していきます。
- ③ 公営住宅が多い地域であり、新型コロナウイルス感染症による生活困窮等に陥る世帯が増加している現状から、経済的な困窮による生活苦だけでなく、「就労」「家計改善」「教育」など複合的な課題を抱えた世帯に、断らない相談支援を実施していきます。

## 【半田中学校区】

半田中学校区は、半田小学校・岩滑小学校・雁宿小学校・さくら小学校の4学区を擁しており、半田市内で一番広いエリアで活動が展開されています。

平成22年度から始まった中学校区での地区ミーティングをきっかけに、特に地域の防災・減災と認知症理解に力を入れて活動してきました。

地域活動を続ける中で、小学校区毎に各々の課題があることが見えはじめ、それぞれの地域課題解決に向けた活動に動き始めています。地域の居場所に課題のあった半田小学校区では、住民主体で『サロン山ノ神』が立ち上げられました。さらに退職後の男性の居場所づくりとして立ち上がった『SuSaT（住吉ささえたい）』は独居高齢者や障がいのある方の困りごとに対応できる社会資源として活躍されています。

地域ふれあい施設を含め、常設型サロンが各小学校区にあり、にじいろサポーター養成講座を受講したサロンボランティアが活躍している場もあります。

地域の防災・減災活動では、半田小学校区において、自治区単位の訓練から始まり、小学校区内の自治区合同訓練となり、内容も指定避難所となる半田小学校での避難所運営訓練を行う、自治区を超えてのお互いさま活動が始まりました。また、半田中学校を避難所とする地域については「誰にでもやさしい避難所運営」を目標に、中学生と共に避難所運営訓練を行うことでお互いにできることで地域とのつながりが始まっています。

しかし、外国籍の方が多い地域、高齢化率が高い地域などについてのつながりづくりにはまだ課題があります。



地域の方とまち歩きをする様子

## ふくし共育

地域の高齢者施設や保育園、常設型サロン等の方々との交流や障がいのある当事者との交流を含めた実践教室を行っています。子どもたちと同じ地域に住んでいる当事者の方から話してもらい、地域にある事業所やサロン、お助け隊と交流することで「ふくし」を身近なこととして感じるきっかけとなっています。

中学生の夏休みボランティア体験では、地域の当事者、支援者を子どもたちとつなぎ「顔の見える関係づくり」を行っています。



当事者とふれあい学びあう様子

一方で残された課題は、ふくし共育の対象者が小中学生、高校生にとどまっており、地域の働き手世代へのアプローチには課題が残っています。また、実施主体が社協職員であり、地域の支援者や事業所とともにふくし共育を行うことでお互いに育っていく必要があると感じています。5年後には各小学校区の地域の人々（当事者、支援者、事業所

など）が主体となり、子どもたちと交流できるふくし共育となるようなプログラムを構築していきたいと思っています。特に、当事者の方々の得意なこと、できることに焦点をあて、障がいをもつこと、高齢になることを「嫌なこと、大変なこと」という既存の価値観を変容させるような「ふくし共育」にしていきます。また、年に1回のイベント的な「ふくし共育」で終わるのではなく、その後も定期的に出会いの場を設定し、顔の見える関係が継続できるような仕組みづくりを学校や地域とともに考えていく予定です。

## 断らない相談窓口

半田中学校区は雁宿ホールに本部があるため、地域拠点は設けていません。ただし常設サロンが各小学校区にあり、にじいろサポーター養成講座を受講したボランティアがサロン活動し、相談を受けられる土壌のあるサロンもあります。

また、多機関連携会議を通じて多くの事業所の賛同を得て、断らない「ふくし相談窓口」の創設について議論が進められています。

## 小地域活動

ふくし井戸端会議の開催を通して、地域のお助け隊『SuSaT』の立ち上げをはじめ、通いの場としてのサロン活動が活発化しており、継続しています。

課題は、メンバーの高齢化により活動が難しくなりつつあること、新メンバー加入数が少ないこと、活動期間が短いこと（定年退職からの地域デビュー年齢自体が高齢化している）があげられます。

今後、目的を明確にした活動（ゴミ出し、草刈り、買い物支援）を創出し、中学生や働き手世代でも参加できるボランティア活動を模索しています。

また、元気高齢者の活動等、できることで活躍してもらうことで人員不足に対応していきたいと考えています。

## 半田中学校区の課題と方向性

- ① 多機関連携のメンバーが同じように相談が受けられるような研鑽の機会がまだ作れておらず、繋げた先がどうなっているのか、途切れない伴走支援の構想までには至っていないため、事事例検討会を通して理解しあっていく中で相談体制を強化していきたいと考えています。
- ② 5年後には常設型サロンに住民主体の相談機能を求めていく「ふくしの身近な相談窓口」と、各事業所に専門分野を超えた「ふくしの何でも相談窓口」との両立を求めて設置していきたいと考えています。
- ③ 人材育成が必要であり、認知症サポーター等へのフォローアップの実施や、地域で相談を聞ける人たちが気づいたときに各種相談窓口へ繋がっていきやすいしくみを作りたいと考えています。



相談体制について話しあう様子  
(半田中学校区多機関連携会議)

## 【成岩中学校区】

成岩中学校区は宮池小学校区と成岩小学校区があり、成岩3区、協和区、西成岩区、西宮区と区内で学区が分かれているところが多いのが一つの特徴的です。

小地域活動を勧めるにあたり「繋がろう、ならわ」をテーマに「ふくし井戸端会議をとおして、人や資源の繋がりを強化してきました。思いやり隊の結成、サロンや子ども食堂の開設等、様々な取り組みが始まり、ふくし井戸端会議での報告や相互交流が新しい資源を生まれました。

平成 23 (2011) 年度～ 平成 25 (2013) 年度	第一次地域福祉計画に基づき課題出しと出来ること探し
平成 26 (2014) 年度	「成岩思いやり隊発足」
平成 27 (2015) 年度	「くらし役立ちマップ」作成し資源の見える化
平成 28 (2016) 年度	情報の届かない人たちへの「居場所づくり」の協議⇒同胞園ならわサロン
平成 29 (2017) 年度～平成 30 (2018) 年度	子ども食堂、放課後教室のニーズで「見えない障がい」理解のための学習
平成 30 (2018) 年度～令和元 (2019) 年度	介護予防・生活支援協議会での「地域づくり支え合い計画」の策定と周知

## ふくし共育

成岩中学校区では 2 小学校で「ささえられるだけの人はいない」双方向のふくし社会の実現を子どもたちにも伝えられるように、交流型のプログラムを実施してきました。

しかし、子どもたちにとって、不自由体験や障がいを持つ方、高齢者はどうしても「お手伝いをしてあげる人」と映りがちです。言葉だけでは伝わりきれない部分を不自由体験の場面で「不自由にさせない配慮」を子どもたちに考えてもらったり、認知症キッズサポーターでは寸劇を通して記憶に障がいを持つ人にどんな配慮をすれば良いか実際に語りかけて貰いました。車椅子が通りやすいよう通路をあけ、同じ話を繰り返す人に否定しないで合わせるだけで、一緒に遊んだり、出かけたりできることに気付いていきました。

中学校では、ふくし委員がふくし井戸端会議に参加を機に委員会の時間に HUG（避難所運営ゲーム）や当事者との交流などさまざまなプログラムを実施しました。令和元（2019）年度は見えない障がい（内部障がい）をテーマに全学年の福祉委員で『子どもふくし井戸端会議』を開催しました。掃除を休んだり、運動の後ジュースを飲んだり「勝手なことをしている子」の事情を理解し、相手の気持ちを考えることが「ふ・く・し」であることを伝えていきました。



配慮しながら共に生きることを学ぶ



子どもふくし井戸端会議でアイデア出し

## 身近な相談窓口

平成 28（2016）年度に開設した『同胞園ならわサロン』を筆頭に、地域の中で気軽にお茶の飲める身近なサロンが増えてきたのも成岩中学校区の大きな特徴です。「サロンで困りごとを聞いたら、社協に繋ぐ」という地域内の暗黙のルールができつつあります。

令和元（2019）年度、NPO 法人ひだまりが運営する『ふらっとスペース・ならわ』内に半田市社会福祉協議会の地域福祉拠点『半田南部ささえあいセンター』を開設し、成岩・青山中学校区の住民を主な対象とした相談窓口として機能をするようになりました。

また、成岩・青山中学校区内の社会福祉法人等の有志と共同で半田南部多機関連携会議を開催し、小地域での相談機能と専門職ネットワークを構築しています。

令和2年(2020)年度は、宮池小学校学校運営協議会の中で『宮池小学校区なんでも相談窓口』を開設しLINEでの電話による身近な相談窓口として動き出しました。

専門職による相談窓口とあわせて地域のサロンも「相談を受け止め、繋ぐ」大きな役割を担っています。



ならわ思いやり隊のみなさんと  
同胞園ならわサロン



宮池小学校区 LINE 相談窓口の PR チラシ(左)



住民のみなさんが同校の空き教室を  
フリースペースに改修中(上)

## 地域ささえあい活動

平成 29(2017)年度、成岩中学校区『ささえあい活動計画』策定のためのアンケートでは 754 名の方の回答があり、10 代の中学生から 70 歳代の老人クラブ会員まで幅広い世代の声がありました。アンケートでも、「地域で何か役に立ちたい」と思う人が半数以上いる一方、相談できる人がいない等、地域からの孤立した方がいることも懸念され

ます。自治区ごとでふくし井戸端会議を開催する中、課題を感じながらも話し合う場を持つことさえ難しいといった意見も聞かれました。

ささえあい活動計画では、「繋がる」ことでお互いの「ささえ」になり安心して暮らせるまちを目指そうと、「多世代で見守り見守られるまち」「認知症になっても安心して暮らしたい」「歩いていける身近な居場所」「自分らしくいきいきと暮らしたい」の4つの目標を上げています。介護予防・生活支援協議体での協議と井戸端会議で小地域での課題を具現化するための取り組みと連動させながら自分ごととして出来ることから取り組んでいます。



専門職・地域で一緒に見守り協議

## 成岩中学校区の課題と方向性

成岩中学校区では、情報が届かない、相談する人がいない、孤立してしまう人をなくす取り組みをこの10年続けてきました。これからも「繋がり」をさらに強化し「見つける、繋ぐ、解決する」仕組みを丁寧に創っていきたいと考えています。

- ① 子ども、高齢者、障がいのある方などの分野を問わず、地域の「居場所」での相談を丁寧に拾い、専門職相談に繋ぐ道筋を関係者で共有できる。
- ② 専門職間のネットワークを構築し、得意な分野の専門職が解決にむけて支援できることで、困りごとを抱えた人が相談をきちんと受け止める。
- ③ 「何か役に立ちたい」と地域の力を形にして地域で活躍できる場を持つ、成岩中学校のシンボル向日葵のように力強い地域力をさらに強化していきます。





## 【青山中学校区】

半田市の南部に位置する青山中学校区は、二つの小学校区があり、主に農業等で田畑を多く持つ板山小学校区と、名鉄青山駅を中心に製鉄業等大きな工場が近くにあり、新しい住宅地区のある花園小学校区からなる地区です。

共に地域の中でのつながり方に違いはありますが、長年「防災」をテーマにふくし井戸端会議や講座を企画し、地域の方と考える機会を積み重ねてきています。

### ふくし共育

二つの小学校ではふくし共育と認知症キッズサポーターの養成を取り入れ、子どもたちが自分の住む地域で「自分にできること」を考え、動くことができるような取り組みを進めてきています。

地域の団体は学校とのつながりも強く、「自分たちの地域の子は自分たちで守る」と子どもたちのことをよく考えて企画が進むため、地域との連携や情報共有が重要と考えています。

### 地域のささえあい活動

板山小学校区は4つの地区（日役・小板・本板山・大湯）があり、それぞれの地域性や仲間意識が強く、地区ごとのサロンを持ち活動を行っています。その関係性が高齢者や、子どもたちの見守り等に活かされています。

花園小学校区は、地域の団体（花いち会・きずなファイブ・花園公園ラジオ体操の会等）や商店や事業所の地域貢献活動を通してつながりを深めています。現在も若い世代が増えていますが、高齢者層（独居や高齢者世帯）も増えており、見守りやささえあい活動の必要性が増えてきています。

これら地域の活動等を知り、様々な機会であつながることを意識することで、さらにささえあいの連携が広がる事業展開をみつけ、仕組みづくりを考えていく予定です。

### 身近な相談窓口

成岩・青山地区では『半田南部ささえあいセンター』を中心に相談窓口が設置され、より身近に市民が立ち寄る場所ができました。相談だけではなく、地域の情交換の場、顔の見える関係づくりの場



半田南部ささえあいセンター窓口

としても活用しています。

今後、地域の事業所等との専門職ネットワーク活かし、地域の相談窓口の中身づくりを考え、地域と一緒に作り上げていくことを検討します。



半田南部ささえあいセンターがある『ふらっとスペース・ならわ』は NPO 法人ひだまりが運営、喫茶店と居住スペースを提供している



## 青山中学校区の課題と方向性

- ① 花園小学校区と板山小学校区の地域特性と課題が大きく異なるため、住民各小学校区を基本エリアとした地域福祉推進が求められます。
- ② 半田南部ささえあいセンターを拠点とした多職種連携会議が継続されていますが、成岩中学校区と合同で実施しているため、対象エリアが広すぎること、同エリア内の福祉事業所への声掛けが十分ではありません。今後は「中学校区単位の多職種連携」を目標に、多くの事業所と協働できる体制を整えます。

### (3) 地域福祉に関する事業

#### 【ボランティア地域ささえあいセンター（減災地域ささえあいセンター）】

#### ボランティア地域ささえあいセンターの現状

全国社会福祉協議会が提唱する社会福祉協議会ボランティアセンターの役割は、社会的な背景の中で起こる福祉課題の解決に向けて、専門職の個別支援だけでは解決できない課題に、地域住民の参加を促し、まちづくり、地域づくりを進めることであるとされています。

平成 23（2011）年度には半田市から市民活動支援事業が委託され、市民活動支援センター（福祉以外の分野の活動団体を支援）の機能を統合した『はんだまちづくりひろば』が開設されました。当時は「市と社協が協働するセンター」として福祉以外の活動団体への支援も併せて実施し、その活動は全国的にも高い評価を得て、多くの視察を受け入れていました。平成 25（2017）年度末に市民活動支援事業は半田市の直営となり、現在の体制に戻りました。

平成 27（2015）年度の介護保険制度改正における要支援者への支援は、市町村が主体となった生活支援サービス活動の取り組みが中心となり、現在ではボランティアや市民活動への期待はますます大きなものとなっています。

半田市は、生活支援体制整備事業の本格的運用に向けて生活支援コーディネーターの配置を決め、その業務を平成 28 年（2016）度より社協が受託することとなりました。半田市（高齢介護課）の意向により、ボランティアセンター担当のボランティアコーディネーター1名もその職務を担うこととなりました。

平成 29（2017）年度から生活支援体制整備事業の本格的な運用が始まり、各中学校区に生活支援コーディネーターが1名ずつ配置され、主に高齢者の介護予防や生活支援に関する業務を開始しました。高齢者等の「困りごと」や「相談」を受け止め、介護保険サービスに頼らず「地域でささえあって暮らすことのできるまち」の構築に向けて、ボランティアや市民活動団体が効率よく活躍してもらうために、団体との関係性が構築できている既存のボランティアセンター職員を中心に配置し、あわせて、これからのボランティアセンターの役割の明確化、生活支援コーディネーターの業務の見える化のためにも、センター名を『ボランティア



ボランティア地域ささえあいセンター

地域ささえあいセンター』としました。

平成 28（2016）年の社会福祉法の改正に伴い、市内社会福祉法人に公益的な取り組みへの誘引として、NPO 法人や医療法人等を巻き込みながら地域課題の解決のためのネットワークづくりや次世代育成にも力を入れてきました。

平成 29（2017）年 9 月には、今後起こりうる南海トラフ巨大地震や台風等の災害に備え、平常時から市民の防災減災意識を高めていくために常設型の災害ボランティアセンター『減災地域ささえあいセンター』を併設し、災害時に開設される災害ボランティアセンターの役割等の啓発に加え、地域防災訓練や人材育成の協力、防災減災に関する各種講座の開催、被災地支援（ボランティア派遣、支援物資の発送等）の活動を通して、「地域のささえあい」の必要性を伝えています。



事務所内で食品を備蓄

令和元（2019）年度末からは、食品ロスの課題解決のため、また、子ども食堂や生活困窮者の生活支援のため、フードドライブ事業を新設しました。

また、コロナ禍の影響で、応急的な「フードバンク」として機能を広げ、継続実施しています。この取り組みにより、半田市社会福祉協議会を知ってもらう機会が増え、これまでつながりのなかった市内の商店や企業とのパイプが生まれ、活動の幅が広がりました。

## ボランティア地域ささえあいセンターが抱える課題

地域福祉活動推進部門として、ボランティアセンター事業と生活支援体制整備事業を共に実施していくことは、地域住民との関係づくりや協働の促進、多様な担い手との連携などにおいて合理的ではありますが、令和 2（2020）年度現在、職員 7 名のうちの 5 名が生活支援体制整備事業を受託している生活支援コーディネーターであるため、業務が煩雑となり、ボランティアセンターとしては、最低限の活動に留まっています。減災地域ささえあいセンター業務についても現状は生活支援コーディネーターが兼務であたっているため、大災害への備えが充分できているかという点と難しい状況は否めません。しかし、フードドライブ事

業を新設したように、今後も地域課題や住民ニーズに沿った「すべき業務」が常に変化、増加していくと感じているため、委託事業に関わらず、本来社協職員として遂行すべき業務を、どのように現在の職員数で展開していくか大きな課題となっています。

また、小地域活動を推進する中で、積極的に地域に出向くようになり担当する地区の情報に強くなる一方で、担当以外の地域や市内全域を対象とするボランティア・市民活動の動きについての情報収集能力が脆弱化している傾向にあります。『はんだまちづくりひろば』から撤退したことにより、団体登録制を持たないセンターとなったため、それまで登録団体事務により継続的な関わりを持っていたボランティア・市民活動団体と接点が少なくなり、情報が入りにくくなったことによる影響が大きいと感じています。

## 今後の方向性

令和3（2021）年度には重層的支援体制整備事業を受託（予定）に伴い、地域福祉活動推進部門の人員（コミュニティソーシャルワーカー）が増員されます。

これまで生活支援コーディネーターが、幅を広げて実施していた業務を一旦整理し、「困りごと」を抱えていてもサービスにつながらない高齢者以外の対象者に対する支援や、多機関との連携、また、社会参加の場へのコーディネート、さらにはそのための資源開発などが新事業で行うことができます。

改めて、ボランティア地域ささえあいセンターとして、ふくし人財の育成や新規開拓に力を入れること、また、あわせて減災地域ささえあいセンターの体制強化を図り、近い将来に起こりうる南海トラフ地震や近年増加している水害に備えての地域づくりや体制づくりに努めていきます。

## 【共同募金】

共同募金運動は、昭和22（1947）年に、「国民たすけあい運動」として始まって以来、昭和26（1951）年に社会福祉事業法（現：社会福祉法）が制定されることで法制化され、赤い羽根募金として広く定着してきました。今や多くの日本人に受け込んだ習慣であり、子どもから高齢者まで誰もが知っている認知度の高い募金運動になっています。

実施期間は社会福祉法に基づき、毎年、厚生労働省告示により定められており、平成28（2016）年度からは10月1日～翌年3月31日の6か月と告示されています。

共同募金の実施主体は国や市町村ではなく、共同募金会という民間の団体によって行われています。行政では担えない民間の地域福祉活動を、財政面で積極

的に支えていく役割を果たすために、住民参加による自主的な活動として行うことを原則の一つとしています。県共同募金会と市町村社会福祉協議会との申し合わせに基づき、市町村社会福祉協議会が共同募金委員会としてその事務を担い、自治会、民生委員児童委員、学校関係者、商工会、ボランティア団体などの協力のもと、地域における募金活動を実施しています。

「戸別募金」「街頭募金」「法人募金」「学校募金」など募金方法はさまざまありますが、半田市で最も多くの割合を占める募金方法は、世帯を対象とした「戸別募金」です。自治区を通じて、各家庭のみなさまから寄付を募っています。

半田市で集められた募金の約 8 割が半田市社会福祉協議会の行う地域福祉活動に活用され、残りの約 2 割が広く愛知県内で活用されます。

共同募金を財源とした主な活動例は以下のとおりです。

- 身近な相談窓口となる地域福祉拠点（亀崎ささえあいセンター、半田南部ささえあいセンター）の運営費
- 子ども食堂やサロンなど、地域の居場所の運営にかかる活動費への助成
- 福祉車両の貸出事業に係る経費
- ふくし共育に係る経費
- 福祉関係団体への活動費助成

## 募金額の推移

全国的には平成 7（1995）年の 265 億円をピークに減少の一途をたどり、令和元（2019）年には 173 億円と大きな落ち込みを示しています。直近 5 年間では平均前年度比 98.5%の割合で減少する傾向にありますが、半田市においては平均前年度比 99.9%の割合で推移しています。半田市における募金額直近 5 年間の推移は下記のとおりです。

(円)

募金の種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般募金	8,952,645	9,111,022	9,348,986	8,870,387	8,848,501
歳末たすけあい募金	7,007,105	7,023,090	6,794,619	7,087,465	7,063,248
合 計	15,959,750	16,134,112	16,143,605	15,957,852	15,911,749

## 課題

自然災害への支援やふるさと納税、遺贈寄付など、社会における寄付意識が高まり、国内の寄付市場は活性化しつつあります。その一方で共同募金の実績額が

減少し続けている状況があり、地域福祉を推進していく民間の財源としての役割を十分果たしていくためには、募金額の減少に歯止めをかけ、上昇に転じるよう共同募金活動の活性化を図っていくことが急務となっています。

募金額減少の要因としては、以下のように分析しています。

- ① 共同募金の使途についての理解度の低さ
- ② 一般募金と歳末たすけあい募金の違いの不明瞭さ
- ③ 企業に対する働きかけの不足

これらが複合的に作用し、低迷につながっているものと考えられます。

特に使途が十分に理解されていないという現状については、これを真剣に受け止める必要があります。善意がどのように活かされるか理解されていない中では、寄付の気持ちを喚起・向上させることは困難です。

## 今後の方向性

近年では寄付の裾野を広げるために、あらゆる住民の寄付を受け入れる体制整備の一環として、一般募金の期間を1～3月まで延長し、テーマ型募金という新たな募金手法の展開が図られました。テーマ型募金とは、緊急的に解決すべき特定の地域課題や、そのための活動を共同募金活動のテーマをして掲げ、課題解決に取り組む団体が主体となって行う募金手法です。寄付者にとっては応援したいテーマかどうか判断しやすく、寄付者の意志が反映されやすい仕組みとなっています。

半田市社協においても令和2（2020）年度に初めて「食の支援」をテーマとした募金活動を行ったところ、当初設定した目標金額を大幅に上回る募金が集まりました。「社会貢献したいがどうしたらいいかわからない」という人に対して、「募金に自分の意志を乗せることができる」という機会となったことで、扱ったテーマに共感された方が多く、賛同を得られたのではないかとということがみえてきました。

今後、既存の一般募金、歳末たすけあい募金という広く地域福祉を推進していくための機能の再構築と、テーマ型募金による、制度やサービスでは対応しきれない個別具体的課題の解決に向けた取り組みを拡充し、共同募金のさらなる成長につながるよう取り組みます。

## 【広報活動】

平成29（2017）年4月1日に施行された改正社会福祉法には、「事業運営の透

明性の向上」「地域における公益的な取組を実施する責務」が掲げられています。その背景には、社会福祉協議会を含む社会福祉法人全体の活動がこれまで地域に十分に伝えられなかったということが理由の一つとして挙げられています。

この第3次強化発展計画を機に、半田市社会福祉協議会の社会福祉法人としての可視化を意識した情報発信を進めていくとともに、地域住民が必要としている情報をくみ取り、有用な情報を多様な媒体で発信できる仕組みをつくることが不可欠となります。

### 広報物の現状

広報物	概要
ホームページ	社協の経営状況や強化発展計画のほか、各グループ・センターの事業、イベント情報の案内等を掲載している。
広報紙 (はなちゃん通信)	社協の取り組みなどを掲載し、年に6回発行している。市報に折込されるほか、ホームページでも閲覧可。
ブログ (半田市社協ブログ)	地域活動の紹介など、社協が関わった行事やイベントの報告について紹介している。
パンフレット 誰もが自分らしく生きられるまち へんだを目指して	社協のめざすもの、組織、活動紹介を包括的に記載している。

上記のほか、各グループ、センターにおいてイベント開催のチラシなど事業に関する情報を発信しています。

### 近年の広報の課題

令和元(2020)年度より、各部署の職員から構成される広報プロジェクトを結成し、広報に関する悩みや改善点を整理してきました。

広報媒体を活用しての広報については、誰に向けての記事なのかターゲットの絞り込みが出来ていないことから、市民からの反応につながらない、必要としている方に情報が届かないという発信力不足の問題や、一方的に情報提供する形となっており、地域のニーズを意識した内容とは言えない面があるのではないか、ということが挙げられました。また、職員のデザイン性などのスキルの乏しさなども課題と感じていることの一つとして挙げられました。

さらに、広報紙『はなちゃん通信』の市報折込が令和2(2020)年度をもって終了することとなり、社会福祉協議会として、市民等が「必要とする情報」、「届



けたい情報」をどのように届けるのか、令和3（2021）年度からは改めて検討していく必要に迫られることとなりました。

また、悩みや改善点等を整理する中で、職員自身が「半田市社会福祉協議会の全体を理解しきれていない」ということが明らかとなり、このことが、市民に半田市社会福祉協議会の役割や取り組みを伝えきれていないことに繋がっているということがわかりました。

## 今後の方向性

まずは、職員全員が一番の「広報媒体」であることを理解し、自分が担当する業務だけでなく、「半田市社会福祉協議会はどういった団体か」を伝えられるようになることが求められます。

また、紙面を活用した広報については、「広く市民に伝えたいこと」、「ターゲットを絞って伝えること」など、これまでの画一的な伝え方を見直し、配布対象、配架場所の検討を進めます。

多様な発信方法を検討する中で、職員は半田市社会福祉協議会を理解し、半田市社会福祉協議会が果たしている役割や取り組みをより明確に伝えられるようになります。そのことにより認知度が高まり、地域との信頼関係が構築され、組織としての存在意義を一層高めることができます。

## （４）半田市等からの委託事業

### 【地域包括支援センター】

地域包括支援センター（以下、「半田市包括支援センター」という）は、半田市から委託を受け、高齢者やその家族を対象とした総合相談・介護予防ケアマネジメント\*等の事業を担っています。国の設置基準により日常生活圏域ごとに保険医療・介護・福祉の専門職3名の配置が必要で最低でも高齢者人口6,000人に1ユニットの設置が必要です。半田市の高齢者数は約29,000人であり、必要な5ユニットの全てを本会が受託しています。

### 半田市包括支援センターの現状

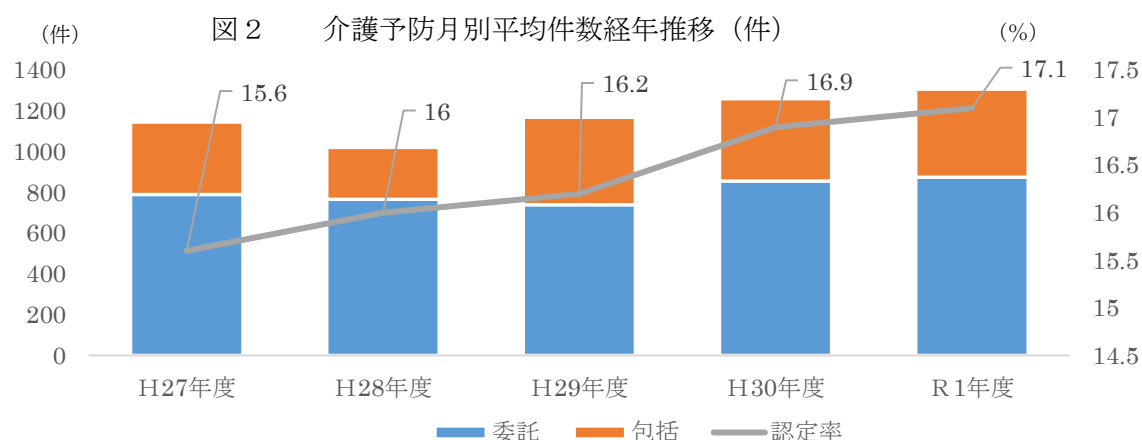
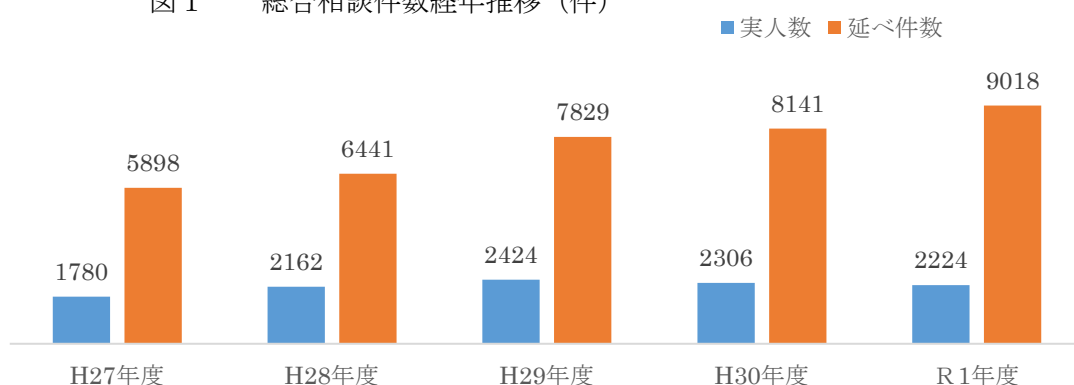
半田市の高齢者（65歳以上）人口は令和2（2020）年9月現在、29,096人、高齢化率は24.3%で、高齢者のみ世帯数の伸びは5年前の平成27（2015）年度の1.26倍となっています。高齢者のみ世帯では日常生活のちょっとした困りごとへの対応の難しさや心身の機能低下の発見の遅れから生活が破綻してしまうリスクも潜んでいます。半田市包括支援センターの役割として、総合相談による

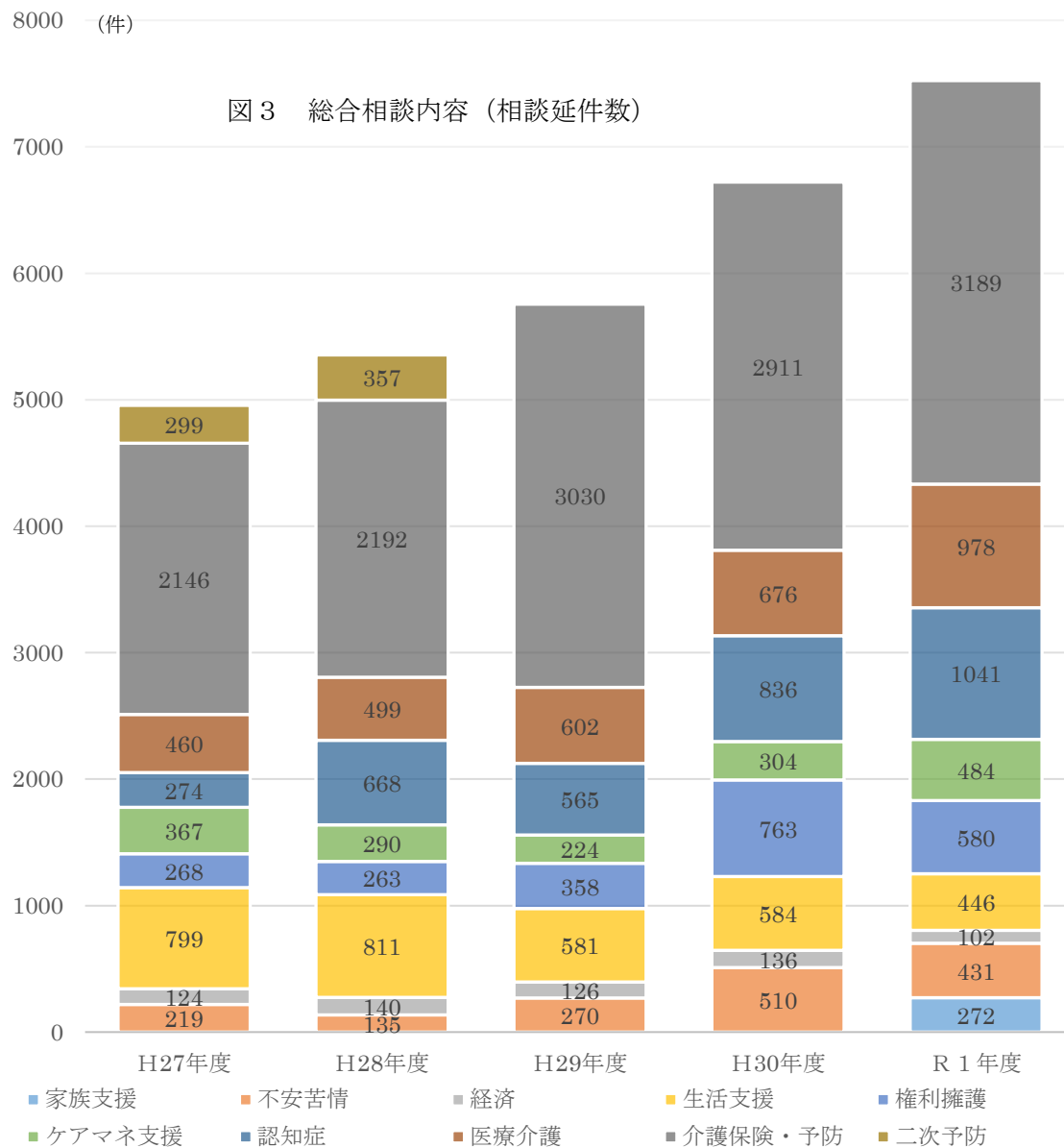
住まい、権利擁護、医療や介護の困りごとへの個別支援と、高齢者が孤立せず、役割を持った生活が続けられるような地域を作る支援を行っています。

図1は半田市包括支援センター相談件数、図2は半田市包括支援センター介護予防プラン作成件数です。相談延べ件数、介護予防プラン作成件数を平成27(2015)年度と比較すると、それぞれ53%、14%増加しています。特徴的なのは、実人数に比べ延べ件数が増え続け、複合的な課題や世帯支援の必要な事例が増えていることです。

図3は総合相談内容の内訳の経年推移です。介護保険や介護方法中心の相談から、認知症などの消費者被害や住まいやセルフネグレクト\*などへの権利擁護など相談内容の複合化、重層化が近年の特徴です。特に、介護者自身の生きづらさに係る相談など家族支援の範疇を超えたケースが散見され、繋ぎ先機関のない中本会の基本方針である「断らない相談」をどう実現させていくか、増え続ける相談と予防プラン数の中、対応力と効率化を両立させていく岐路に立っています。

図1 総合相談件数経年推移 (件)





## 半田市包括支援センターの課題と解決に向けた取り組み

### 課題① 世帯支援の必要な事例の対応力

医療機関からの退院支援や高齢者の介護を切り口にした8050問題に代表される家族の課題への相談数が増加しています。家族へのアプローチから、本人の支援までに時間を要し、医療介護、権利擁護、ケアマネ支援など相談の幅が広がるにつれて高度な対応力が求められ、職員間の差や疲弊に繋がっています。研鑽を重ねることと合わせ経験知の差をチームで補い合えるチームづ

くり、助言の受けやすい体制整備が必要です。

## 課題② 相談の複雑化と協働の在り方

「その人らしい暮らし」を護り、排除しないためには、地域とのつながり、分野を越えた専門職の協働が不可欠です。相談者のニーズからでなく、機関の対象や事務分掌の範囲のみ支援を行う機関が多い中、(温度差のある)機関同志の連携や協働の在り方を地域内で共有することに課題があります。

「丸投げ」をされないための支援方針の共有と役割分担に苦慮する部分があり、ケース会議等を通して機関の機能の共有化を図っています。

## 課題③ 個別課題からの仕組みづくりのフィードバック\*

個別課題への支援から地域課題をみつけ、生活支援コーディネーターと協働した資源開発、支え手への支援までは繋がりましたが、個人へのフィードバックまで行きつかない段階です。好事例が出来たことで満足してしまい、積み重ね、次の誰かの困りごとを予防できる地域力を高めていくところまで至らず、同様のケースへから対応するということが起こっています。点の支援に追われ、面から点への戻しが十分できておらず、今後困りごとから出来た地域資源を次の支援に繋げる取り組みを始めています。

## 課題④ 自立支援型予防プランの作成

総合相談の複雑化、プラン数の増加で介護予防マネジメントが形骸化の危険があります。今後の高齢化のピークを目前に自立支援を目的としたサービス利用と、その先に繋がる参加支援や意思決定支援など「自分のことを自分で決める」自律した市民の育成を見据えた介入が重要です。予後予測を踏まえた1人1人のマネジメントを強化する体制整備が急務です。単に介護予防プランを作成するだけでなく、地域包括が担う多岐にわたる業務を連動させながら本来の自立支援を追求していきます。

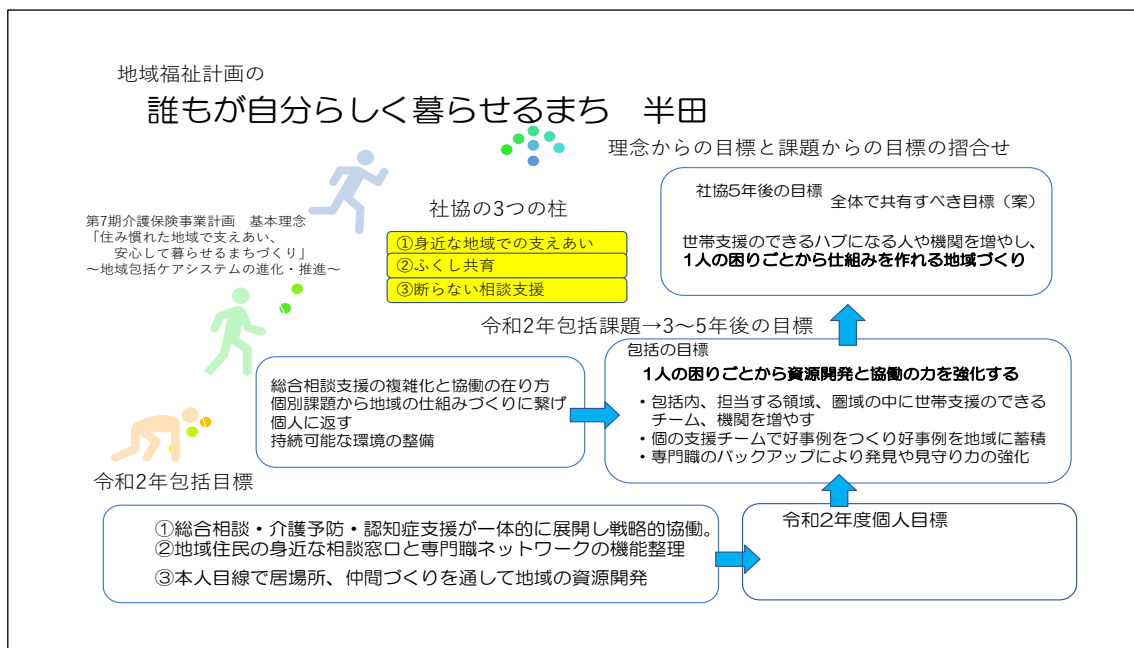
## 半田市包括支援センターの「5年後の役割」

### 役割① 専門職ネットワークのハブ機関

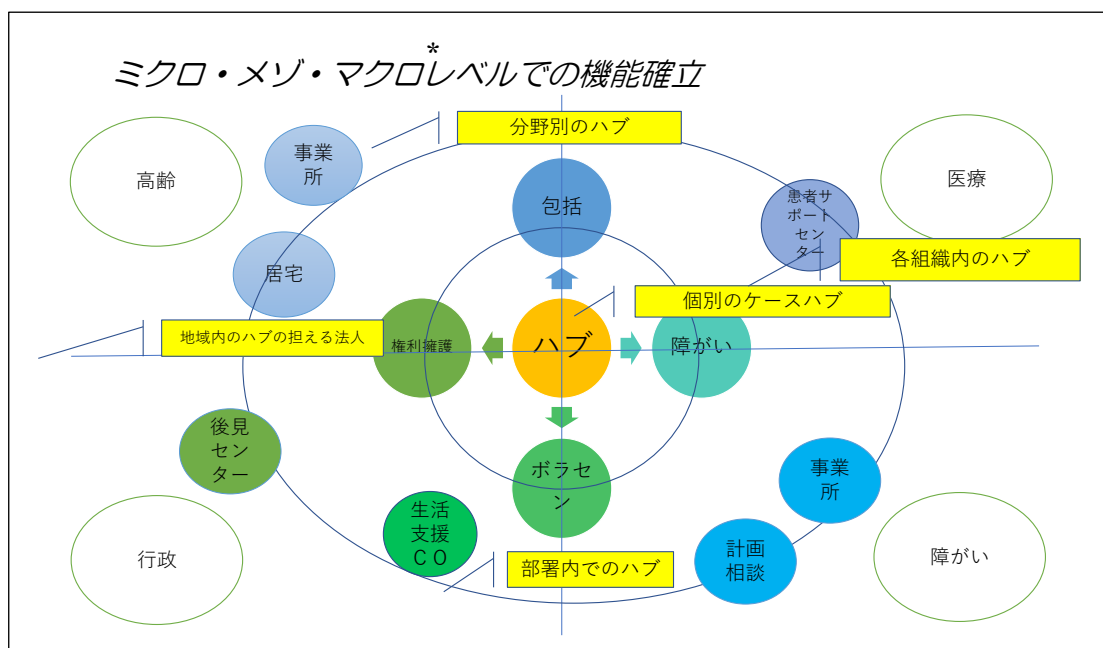
高齢者の身近な相談窓口であるとともに、医療・保健・介護・福祉の専門職ネットワークを持つ充実した総合相談機能を持つ「ハブ機関」であることを目指していきます。

多岐にわたる相談内容から、地域に共通する課題を見つけ、また個別支援を通して、「1人の困りごとから仕組みの作れる」地域づくりに繋げていくこと

が機関の重要な役割です。介護予防事業やプランを通して、わかりやすい情報提供と選択肢を示し、参加支援や自己決定の支援を行っていきます。具体的には地域福祉計画の理念、半田市社会福祉協議会の3つの柱に添って部門としての中長期目標と年次目標を定め、さらに個人目標に落とし込み、個人、組織、全体レベルでのPDCA\*を実施していきます。



「断らない相談支援」の実現にむけては、制度の隙間への対応力を持った専門職の配置と、合わせて各分野の事業所の専門職が的確な窓口機能を持つことが前提となります。各分野、各地域に相談を受け止め、交通整理のできるハブとなる事業所を増やしていくこと、そのために半田市包括支援センターでできる取り組みを検討しました。



## 役割②「複雑系」へのチーム対応

世帯支援や多領域にわたる個別課題に対し、包括内、多機関、地域連携がしやすい環境づくりが必要です。

医療、介護、福祉と多機関連携の際に起きる「連携」「協働」の温度差が個別支援の障壁となり、ひいては利用者の不利益となるような状況が生み出されてしまいます。「丸投げ」をしない・されない協働の仕組みづくりが急務です。

組織内、関係機関から順次、個別課題の分析や好事例の共有をともに行いながら機関の役割の再確認をしていきます。そのために事業所に頼られる組織でありながら、意図的に事業所に介入するスキルも高めていきます。

## 役割③ 排除しない地域の土壌づくり

認知症や障がいを持つ利用者支援のためには地域の理解が必須となります。

個別課題から地域課題を見つけることのできる機関として、「1人の困りごとからの資源開発」を意識し、共通課題として一緒に取り組める地域住民や専門職を増やしていきます。認知症支援ネットワークでは、介護者、認知症サポーター、キャラバンメイト\*（専門職）が一緒になって居場所づくりや「できること支援」に取り組み、好事例を地域レベルでも増やしていくことを目指します。

## 役割④「予防的支援」の仕掛け

高齢化がさらに進み、自助、共助機能が高まることが予想されます。介護予防事業を通して地域との繋がりやきっかけづくりや自助グループの立ち上げなど参加支援を進めます。さらには事前指示書\*や成年後見制度\*上の任意後見制度\*の利用等の相談を通して、認知症であっても自分で意思を決定し、それを伝えることのできる自“律”支援を目標とします。

## 役割⑤ 持続可能な相談支援体制

内容が多岐にわたる難易度の高い相談や地域支援等、職員に求められる、知識、技能、経験知、効率化、事務処理能力等の「専門技術」は年々高まっています。このことに対する職員の努力と疲弊への対応も必要です。自己研鑽は当然のこと、チームでの対応力強化、総合相談対応に重点をおける環境整備のため、職種の強みを生かしたチーム編成に努めます。

「個の支援のための地域を創る支援」を自分で考え行動できる職員の育成には、地域福祉の基盤となるふくし共育の質を高めたり、職員の職場内外の教育にとどまらず、採用、育成、定着を意識した、報酬を含めた後継の仕組づくりの検討も必要です。センターだけでできること、社協全体として考えることを整理しながら職の定着と質を担保していきます。

## 【障がい者相談支援センター】

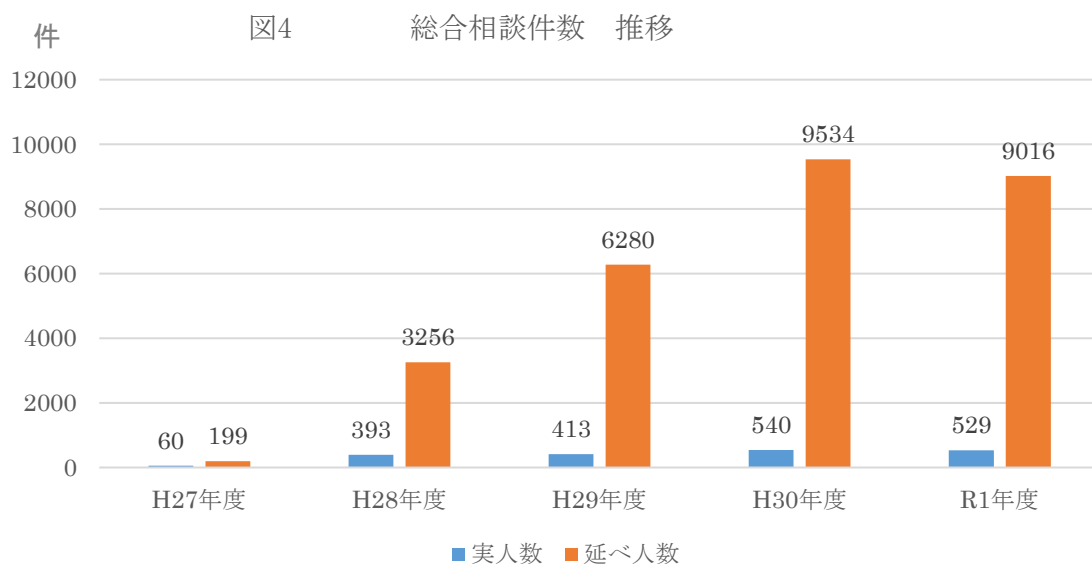
### 半田市障がい相談支援センターの現状

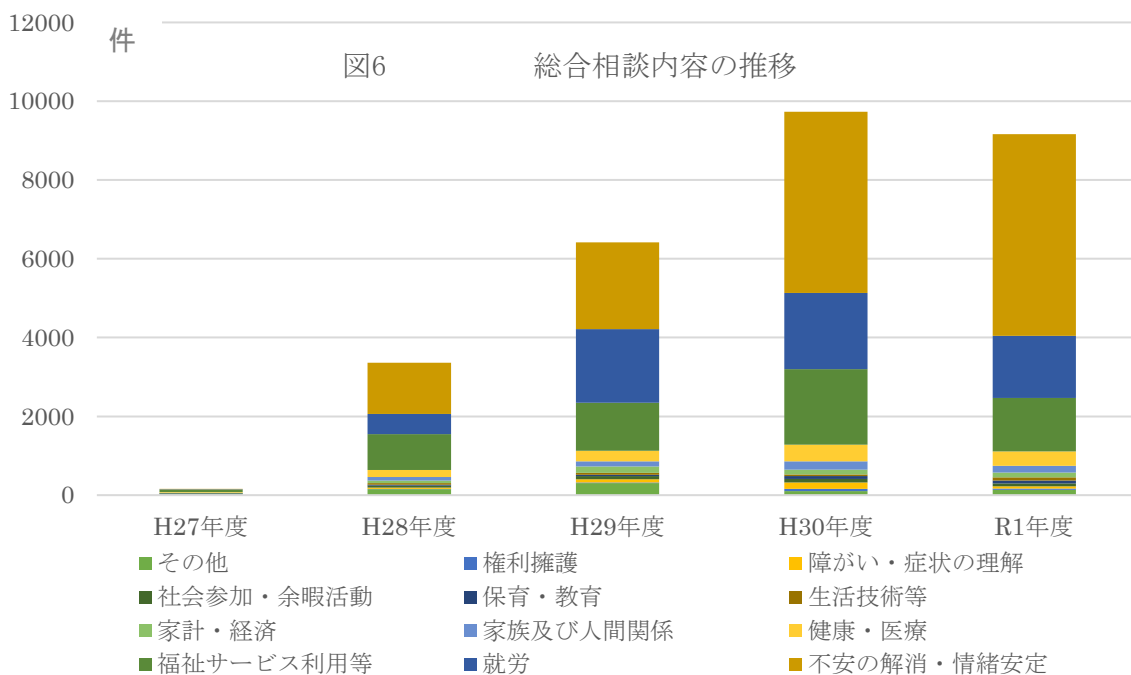
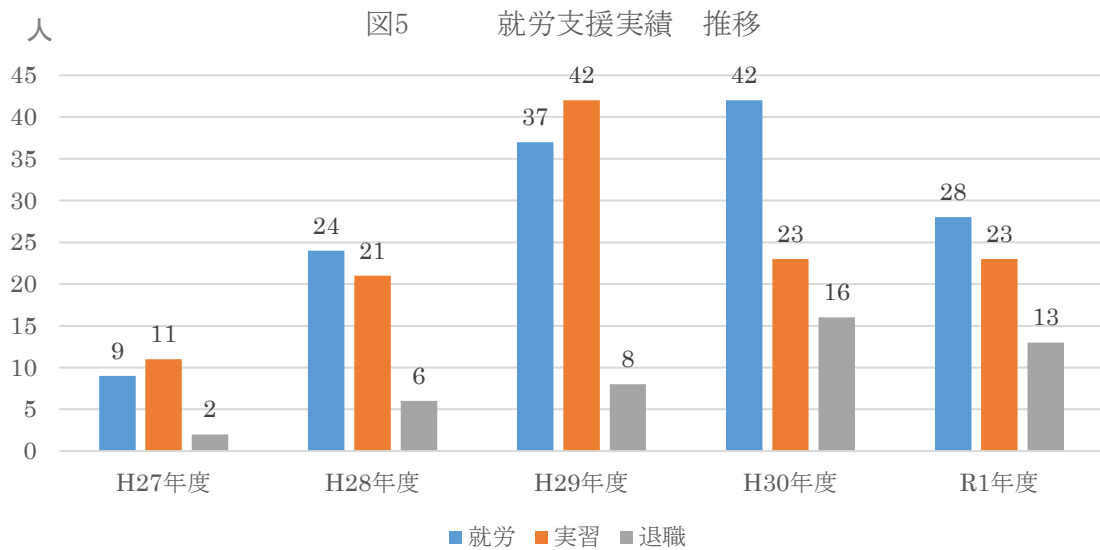
半田市障がい者相談支援センターは、障がい者やその家族を対象とした総合相談（2名）や就労相談（2名）等を半田市から委託を受け、実施しています。

また、基幹相談支援\*（2名）として、市内の指定特定相談支援\* 事業所のフォローアップや地域の体制整備、権利擁護、自立支援協議会\* の運営等を実施しています。

市内には指定相談支援事業所が 9 事業所あり、サービスを利用する際の計画作成とモニタリング\* を実施しています。センターには 9 名の相談支援専門員と 3 名の補助員および 4 名の事務員が所属し、計画の作成やモニタリングを実施しています。令和元年度実績で計画作成の実人数は 780 名であり、47%にあたる 366 名がセンターでの作成となっています。また、こどもの計画については、計画作成の実人数 370 名のうち、87%の 321 名がセンターでの作成となっており、他の相談支援事業所での実施を即していくことが課題となっています。

指定一般相談支援事業\*（地域移行・地域定着）については、市内にセンターのみであり、令和元年度の地域移行は 9 名、地域定着は 37 名の実績であり、他の相談支援事業所での実施の促進も課題の一つです。センターにおいては、相談支援専門員以外に、訪問員 2 名を配置して、地域移行・地域定着を実施しています。

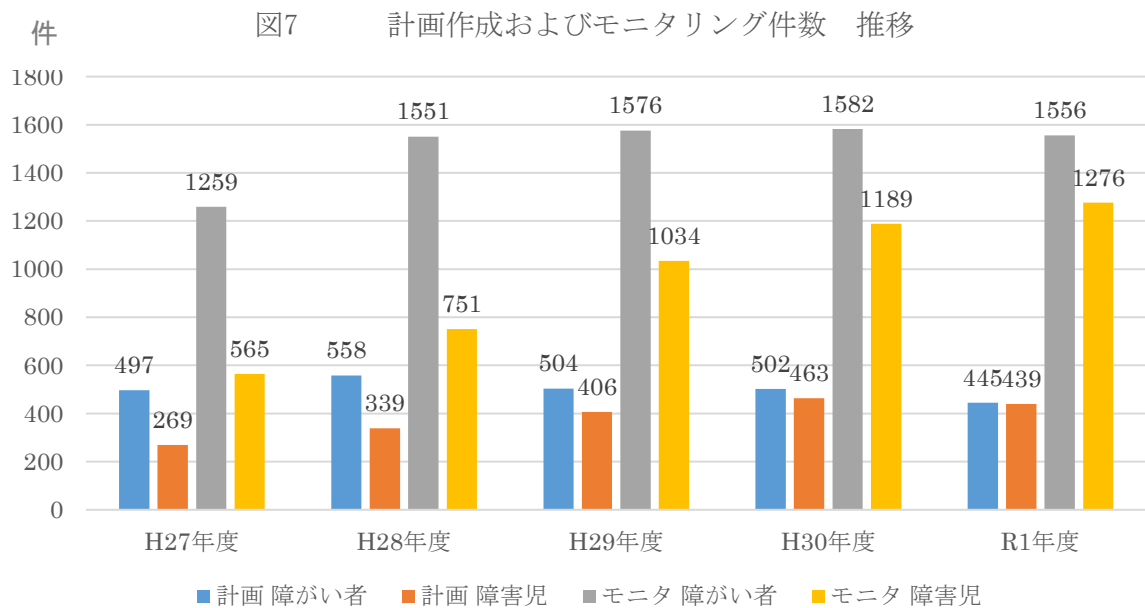




総合相談の件数（図4）は毎年増えている現状にあり、それに伴い電話での相談や調整が増え電話回線が不足することや、自宅や事業所へ訪問の数も増え訪問に使用する車両が足りなくなることもあります。

相談内容の割合（図6）はあまり変わることがなく、不安解消の電話や就労相談、福祉サービス利用の相談が上位を占めています。





## 半田市障がい者相談支援センターの課題と解決に向けた取組み

### ■指定一般相談支援事業

課題① 1年以上の長期入院をしている半田市民に地域移行支援の情報が届いていない

- ・自立支援協議会の地域包括ケア部会\*（地域移行ワーキング）にて、長期入院中の市民に情報を届けるための機会として精神科病院での面談を継続して実施します。

### 課題② 退院後の居住先の充実

- ・「家族関係の変化で実家には戻れない」「アパートを契約したいが保証人がいない」「グループホーム\*の空きがない」という課題が多い現状があります。半田市社会福祉協議会が令和2（2020）年度中に愛知県知事から指定を受け、事業を実施する住宅確保要配慮者居住支援法人の協力を得て居住の確保を協力して行います。
- ・グループホームの空きがない現状があるが、グループホームの入居者の中には支援を利用しながら単身生活にチャレンジできる方も少なくありません。グループホームからの地域移行の支援を行い、空きができた部屋を退院先として利用していきます。

### ■指定特定・障がい児相談支援事業

課題③ ケアマネジメントの更なる質の向上

- ・相談支援専門員が得意な分野の障がい支援だけでなく、専門性を広げて行く必要があります。そのため基幹相談支援等の同行支援やスーパービジョンを活用しながら、対象者を理解する視点を増やして、多様な価値観と広い専門性を取得していきます。また、スーパービジョン\* やOJT\* において、スーパーバイザーとスーパーバイジーが共同で作成する「相談支援振り返りシート」を作成し計画が見える化していきます。
- ・サービス等利用計画の第三者評価として同行支援を中心に基幹相談支援に依頼します。
- ・災害時や緊急時の対応をあらかじめ想定して準備を行う「クライシスプラン\*」の作成を行い緊急対応に備えていきます。

#### 課題④ 稼働している障がい児相談支援事業所が不足している

- ・市内には 7 か所の相談支援事業所の登録がありますが、事業所を実施しているのは 3 か所程度に限られています。障がい児の相談支援ができる事業所を増やしていくために、相談支援を引き継げるケースには良いタイミングで積極的に移行の提案を本人・家族・事業所に行っていきます。
- ・ケースの引継ぎでは、必要であれば引き継いだ後のフォローもできるように、基幹相談支援にもケースの把握してもらいます。

### ■障がい者相談支援事業（委託）

#### 課題⑤ 福祉サービス未利用の障がい者への支援

- ・半田市では福祉サービス利用者は相談支援専門員が現状を把握し相談のできる体制にありますが、福祉サービスを利用していない障がいのある方（手帳所持者全体の約 80%）へのサービス利用申請等の情報保障が確立されていません。こうした方々への情報保障と実態把握のため、市役所の窓口での情報提供と状況の把握とともに、必要な方には以前実施した訪問事業を実施していきます。

#### 課題⑥ 就労支援利用者が一般就労へ結びつくためのスキルアップの機会が少ない

- ・就労継続利用者や事業所への実習の実施を進めていきます。実習先を増やしていくためにも企業開拓を実施するとともに、企業との調整を丁寧に行っていきます。

#### 課題⑦ 障がいのある方の雇用の促進と雇用の継続

- ・実際に障がい者雇用等で働く障がいのある方に、実体験を伝えてもらう機会を

作るとともに、ハローワーク等と連携して企業に呼びかけ、障がい理解とともに雇用のきっかけにしていきます。また、働き続けるための支援として、ジョブライフサポーター\*等仕事を続けていくために、職場や自宅に訪問して現状を把握し、アドバイスや調整を行う方の育成を行っていきます。

#### 課題⑧ 就労移行事業所や就労継続事業所のバリアフリー化の促進

- ・就労支援を実施している事業所の設備がバリアフリーでないために、就労支援を受けられない方がいます。就労先の企業のバリアフリーとともに、その手前の就労支援を実施する事業所の環境整備を実施していけるよう、現状のニーズを伝えていきます。

### ■ 基幹相談支援事業

#### 課題⑨ 効果的な人材育成とともに相談支援専門員の不足の解消

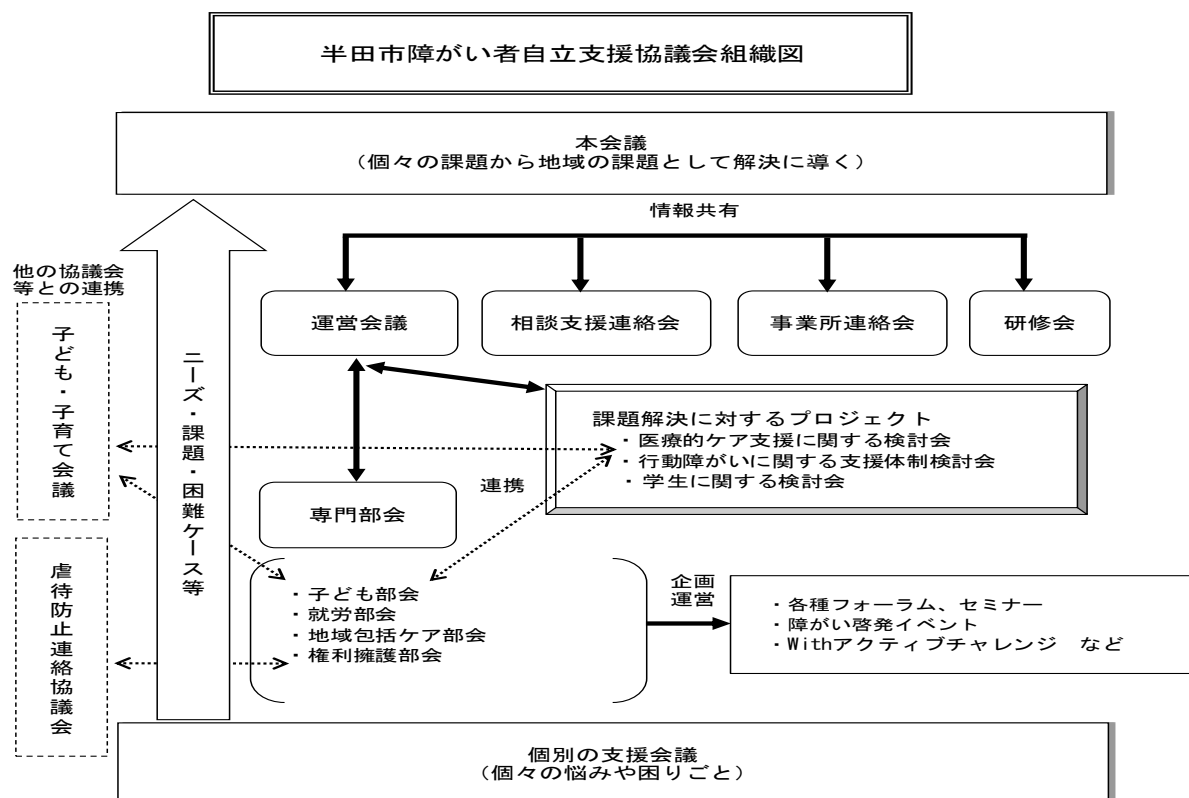
- ・指定一般相談支援事業所（地域移行・地域定着）と障がい児相談支援所（登録だけで実施していない）が不足しています。定期的に計画相談事業所を訪問して、管理者との協議を重ねながら、地域移行やこどもの相談も実施していけるよう努めていきます。
- ・一人体制等の相談支援事業所では、相談支援専門員が孤立してしまう状況がありバーンアウト\*してしまうことも多々あるとの報告もあります。孤立を防ぎスキルアップを目的に当センターへの実習や出向などの受け入れを行い、人材育成を市全体でできる体制を整備します。
- ・初任者だけでなく中堅の相談支援専門員の育成として、市内の事例検討のファシリテーターや研修講師等を行う機会を作ります。そのうえで県実施の現任者研修のファシリテーターや講師として参加する機会も準備し、更に市内で主任相談支援専門員\*を増やしていきます。
- ・計画相談支援事業者の訪問に同行したり支援会議に同席することで、障がいのある方の顔を見て、実際の相談支援についてのアドバイスを行ったり、そのケースから見えてくる地域課題を共有します。また、ケース支援を一緒に考えることで相談支援専門員の能力を把握してフォローアップと成長を促します。

### ■ 自立支援協議会

#### 課題⑩ 特定の事業所や特定の当事者だけでなく、広く参加できる体制整備

- ・自立支援協議会では、個々の課題から地域の課題を抽出し、多種多様な関係者が集まって、ケース会議や部会を実施し、解決に向けた話し合いをしてきました。しかし、特定の当事者や団体、事業所の参加にとどまっている現状もあり、自立支援協議会の意義を伝え、より広く参加していただける体制整備と声掛

けを行っていきます。また、半田市民への啓発や理解促進にも小さいところからのふくし共育の実践等を通して実施していく予定です。



## 半田市障がい者相談支援センターの「5年後の役割」

先にあげた10の課題の解決が少しずつでも進んでいくと、病院や施設での生活から安心して地域の生活に移行できる方が増え、地域で暮らしている障がいのある方やその家族もそれぞれの望む暮らしに少しでも近づける支援体制が確保できます。しかしながら、社会情勢や国の制度などが変わってくる中で、必要とされる仕組みや体制は日々変わっていきます。その情報や状況を的確につかみ、半田市の障害のある方の状況に合わせて、たくさんの協力者を募りながら、体制整備と支援の充実に努めていきます。

また、公的なサービスや支援体制が整っていく中であって、本来的な相談支援の役割を考えると、それぞれの障がいのある方が住む地域にその方の役割があり、居場所があり、その方を大切に思ってくれる人の輪があることが大事な視点です。

私たちは障がい分野の専門職であると同時にその方の暮らす地域に役割・居場所・見守ってくれる人の輪が広がっていくような地域づくりや居場所づくりを実践者でありたいと考えています。日頃の計画相談やモニタリング等の業務

で多忙であることは今も 5 年後も変わらなくとも、本来的な相談支援とはという視点に立ち返り、専門職としての業務とともに地域づくりの視点や業務への関わり方を工夫し、専門性を活かして実践できる相談支援センターでありたいと考えています。

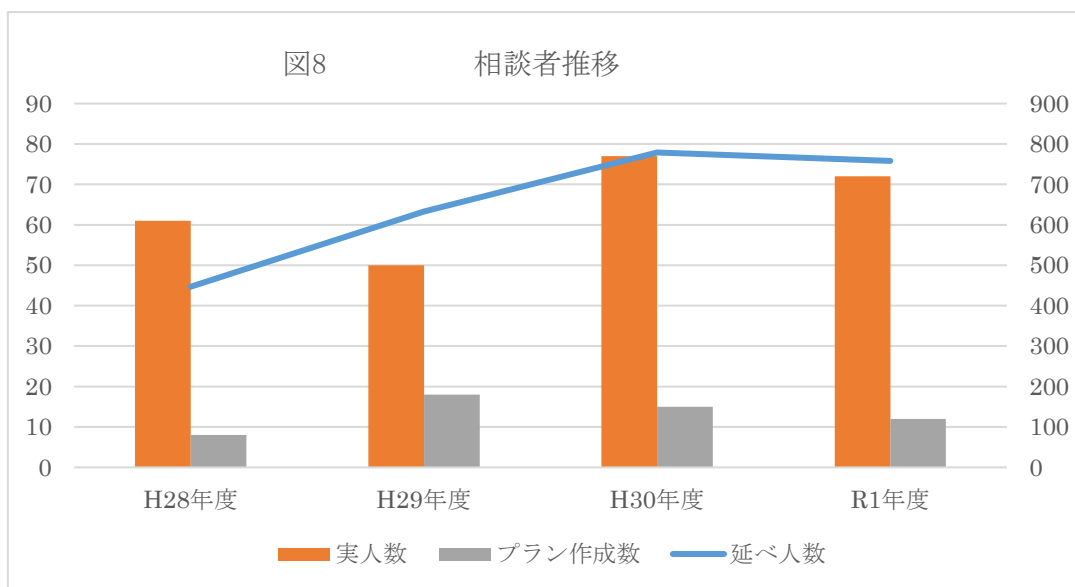
## 【家計改善支援事業】

半田市社会福祉協議会は、半田市から委託を受け、生活費の不足、債務や滞納等で経済的に困っている方に対して、自立相談と就労準備支援だけでなく、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、貸付事業、日常生活自立支援事業、ボランティア地域ささえあいセンター等と協力し、包括的な支援を行います。

本事業では家計改善・生活再生に向けて「家計の見える化」により収支の見直しを図り、相談者が主体的に家計管理や経済的な課題を解決する意欲を高めるための伴走支援を行っています。

### 家計改善支援事業の現状

家計改善支援事業相談者は生活困窮自立相談支援機関相談者数の約半数を占めていますが、家計改善プランに至るケースが少なく、相談者自らの相談より、関係機関からの紹介が多いという現状にあります。



### 課題と解決に向けた取り組み

#### 課題①事業利用までの関係性構築

家計改善支援事業は相談者自らが家計状況の把握、家計管理の重要性の認識、家計の範囲内での支出を行うことで、経済的な立て直しと自立を目指すもので

すが、最初の家計状況の把握の段階で「他人に家計状況を知られたくない。」「自分自身の問題だから自分で解決したい。」などの思いが先立ってしまうため、本事業に繋がりづらいという課題があります。

相談の最初から家計状況を詳らかにすることを伝えるのではなく、本事業に繋いでいただいた支援者とともにまずは信頼関係を作ることから始めることで、よりスムーズに支援に入りやすくします。支援者や関係機関にも事前に本事業による支援よりも最初は関係性を優先していくことの重要性を伝えていきます。

### 課題②複合的課題を抱える世帯への対応

相談者の困りごとが経済的課題だけであることは稀で、健康や障がい、住まい、仕事、8050 問題を含めたひきこもりや家庭内のトラブルなど複合的に課題を抱えた相談者が多くみえます。

高齢や障がいに関する相談については地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの連携により従来通り支援していきます。また、住まいについては自立相談を通じて一時生活支援事業や市の建築課、県住宅供給公社や不動産会社等と連携していきます。仕事については就労準備支援事業、地域若者サポートステーション、ハローワーク等と連携して課題解決を目指します。8050 問題を含めたひきこもりや家庭内のトラブルについては就労準備支援事業と必要に応じて民生児童委員とも連携して対応していきます。

### 課題③外国籍の相談者への対応

外国籍の相談者が徐々に増えてきているが、言葉や習慣、制度等の違いにより課題解決への道のりが遠のくことがあります。

言葉や習慣の違いを相互に理解するために通訳者の協力を得て通訳・翻訳を依頼。必要に応じて SNS も活用して、より迅速な支援を目指します。外国籍相談者の言葉や習慣、制度等の違いにより課題解決への道のりが遠のくことがあるので、言葉や習慣の違いを相互に理解するために通訳者の協力を得て通訳・翻訳を依頼。必要に応じて SNS も活用して、より迅速な支援を目指します。

### 課題④コロナウイルスの影響による収入減に伴い、生活苦に陥ったケースへの対応

この課題の入り口はほとんどが緊急特例小口貸付や総合支援資金からであります。収入そのものが減ってしまっているため、本事業による家計の遣り繰りだけでは課題解決は難しい。ハローワークや自立相談との連携により就労や転職支援を行い、収入ベースを増加する必要があります。また、家賃の滞納を防ぐために住居確保給付金の申請を市役所に促し、住まいを失うリスクを軽減してい

きます。もし住まいを失った場合でも一時生活支援事業への案内や住み込み就労先への紹介をしていきます。

### 課題⑤本事業の周知

パンフレットと名刺サイズの広告カードは既に作成してあり、公共施設には設置してあります。今後、自立相談支援と就労準備支援事業所とともにスーパーや薬局、ガソリンスタンドや漫画喫茶等に設置していきます。

## 家計改善支援事業の5年後の役割

相談者の全ての課題を本事業だけで解決していくことは不可能です。現在、自立支援調整会議に参加している地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、市役所庁内の関係機関、ハローワーク、保健所、弁護士、社会保険労務士との連携だけでなく関係する福祉事業所や企業とも、より一層連携の枠を広げつつ支援内容を深めていくことでより多くの課題を解決していけます。

本事業の相談者の中には自尊心を失っている方も多くいるように感じます。相談者の困りごとを受け止めつつ、意思や意欲に重きを置き自尊心の回復や尊厳の確保に努めることこそが専門職として重要なことだと考えます。今回挙げた課題を解決した上で、1人でも多くの方がその人らしく暮らすことができるようにチーム支援と伴走支援を目指します。

## 【日常生活自立支援事業】

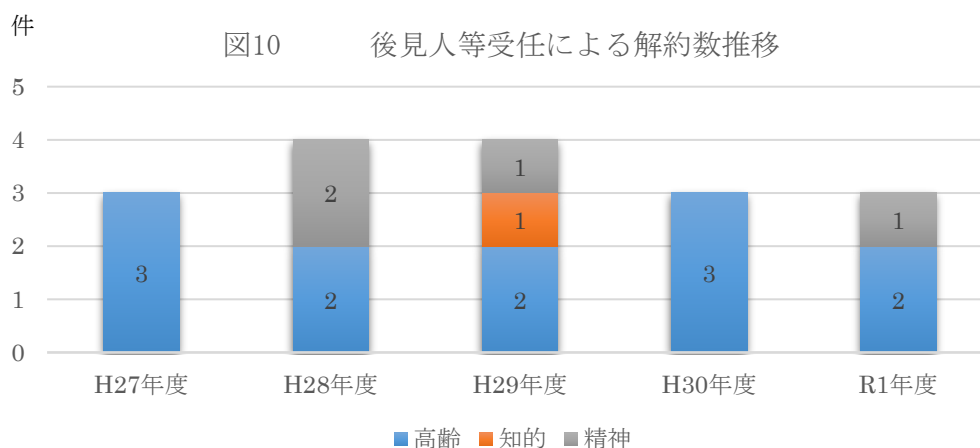
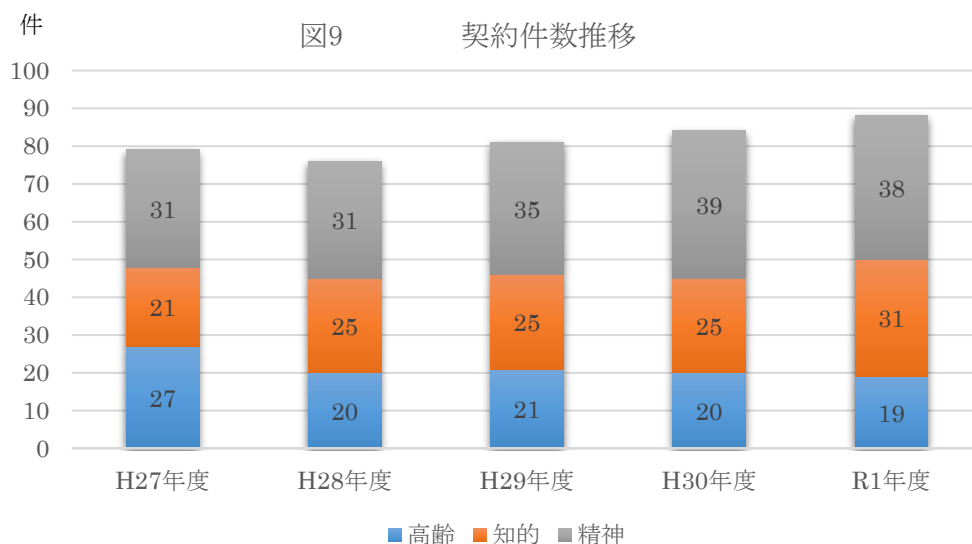
愛知県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助および、日常的金銭管理、書類等の預かりをする事業を担っています。

## 日常生活自立支援事業の現状

契約者数は平成27年度79件、令和元（2019）年度88件になります。この5年間で13%増加しています。（図9）契約者数が多い理由は、半田市より半田市包括支援センターと半田市障がい者相談支援センターを受託しており、連携が図りやすい環境にあることが考えられます。契約者の分類として精神障がい者の割合が増加傾向にあります。

高齢の契約者は、契約時から成年後見制度の申し立ての準備も併せて行うケースが増えています。

日常生活自立支援事業の金銭管理は、日常的な金銭管理が役割であるが、その範疇を超える債務整理、家族支援、住まいの確保、死後の支援（葬儀、家財整理）も増加傾向にあります。



## 日常生活自立支援事業の課題

### 課題① 契約件数の増加と支援の複雑化

今後も精神障がい者の増加が見込まれるが、高齢者、特に単身高齢者の契約件数の増加が見込まれます。

住宅の確保には半田市社会福祉協議会が令和3年度実施予定をしている居住支援法人事業の協力を得て住まいの確保の支援ならびに死後事務委任事業にて、



死後の支援を検討していきます。

## 課題② 利用者の自立支援

契約後、金銭管理や書類管理を利用者自らができ、解約となるケースは少なくありません。しかしながら、利用者ができることを少しでも増やし、自立に向けた支援を関係機関と連携を図りつつ、そのプロセスを検討する必要があります。

専門職（介護支援専門員・相談支援専門員者等）からの相談にて関わるケースが多く、専門職に制度をより理解してもらうべく啓発活動と「支援員」の人材確保に努めていきます。

## 日常生活自立支援事業の5年後の役割

- ① 利用者ができることを少しでも増やし、地域での暮らしをささえるため、わかりやすい情報提供と選択肢を示し、自己決定支援を行っていきます。
- ② 契約者は、身寄りのない高齢者も多く、終活支援の必要性が生じてきており、必要に応じて遺言書作成や死後事務委任などの新たな支援実施に向け検討を行います。
- ③ 認知症や障がいのある利用者を支援するには地域の理解が必要です。理解者を少しでも増やし、一緒に取り組める「生活支援員」の効果的な人材確保と啓発のため、知多地域成年後見センター主催の権利擁護サポーター養成講座に協力します。

## 【生活福祉資金貸付等】

愛知県社会福祉協議会から委託を受け、他の資金借入れが困難な所得の低い世帯、障がい者・高齢者世帯に対し、生活課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とした資金貸付と半田市社会福祉協議会独自の貸付と相談支援を行う事業を担っています。

## 資金貸付事業の現状

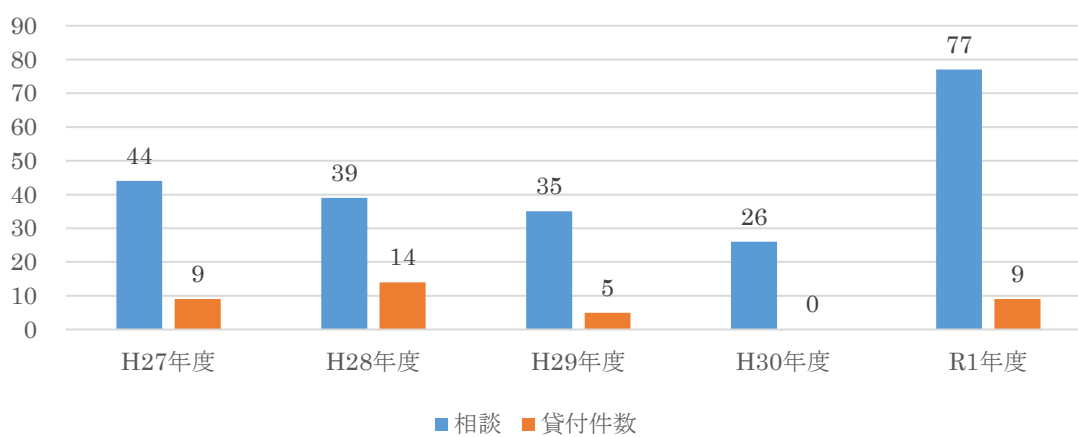
相談者の多くは金融機関での融資を受けることができない世帯。雇用問題、居住問題、多重債務、家族の介護、ギャンブル依存など適切な家計運営ができない複合的な課題を抱えているケースが多くあります。

貸付である以上、返済（償還）が前提となりますが、貸付相談をきっかけととらえ、相談者世帯が地域で孤立せず、自立した生活が行うことができるよう民生委員児童委員、自立相談支援機関をはじめとする他機関との連携を図り、切れ目のない支援を目指していますが、貸付後に転居するなどして連絡が取れなくなり、

支援が途切れてしまい償還指導が困難となるケースが毎年一定数発生しています。

令和元（2019）年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和 2（2020）年 3 月から緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の受付が始まりました。これにより現行制度では対象外の世帯が支援対象となり、相談件数が前年度比 2.5 倍に増加しています。特に「自営業者、個人事業主、外国籍」からの相談が増加しています。

図11 生活福祉資金相談件数推移



## 資金貸付事業の課題

### 課題① 民生委員児童委員の関わり

民生委員児童委員から「面識のない世帯に対し、貸付事業を通じて関わっていくことへの抵抗感がある」という指摘があります。生活福祉資金の前身の制度である世帯更生資金より、民生委員児童委員による関わりと協力を前提に運営されてきましたが、総合支援資金、緊急小口資金などは制度上、民生委員児童委員の関わりがなくても貸付が可能になるなど制度自体の変化もあります。

民生委員児童委員や民生委員児童委員協議会において貸付事業に対する理解や貸付事業と民生委員児童委員活動との関係性や連携のあり方を検討することが必要です。

### 課題② 償還対応について

貸付事業は、安定した生活が送れるよう、借入の相談から償還完了まで長期的な支援を行うこととなる一方で、相談者と借受人と債権者という立場も併せ持つため、支援が途切れることがあります。借受人の多くは、複合的な生活課題を抱えていることが多く、貸付後に失業するなど生活状況の変化により、滞納に陥ることが想定されます。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応す

る特例貸付の実施により、償還対象者は例年の 40 倍に増えました。こうしたケースへの支援を含めて、複雑化した課題に対応する力を培い、事務効率をどう図っていくかを検討していきます。

## 資金貸付事業の 5 年後の役割

貸付という経済的ニーズの相談窓口であるとともに、相談者の複合的な相談内容に対応できる総合相談機能を備え、他機関と連携した重層的な支援を目指していきます。

### 役割① 自立相談支援機関（家計改善支援）との連携強化

特に総合支援資金特例貸付が自立相談支援機関との連携が貸付の条件となりました。そのことにより必要に応じて継続的に情報共有が図りやすくなりましたが、自立（貸付の償還）に向けては就労支援や家計改善支援が重要であることについてあらためて意識する必要があります。

## 【住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）】

半田市社会福祉協議会は、令和 3(2021)年 1 月 29 日付けで愛知県知事より住宅確保要配慮者居住支援法人（以下、居住支援法人）の指定を受けました。身元保証人の不在や入居手続きをすることが困難な人への支援、日頃の見守り支援が必要な高齢者・障がい者・生活困窮者・ひとり親世帯等を対象に、居住支援に関する相談支援を実施のための体制整備に努めます。

居住支援法人の主な事業は以下のとおりです。

- ① 居住に関する相談、情報提供及びマッチング
- ② 不動産業者や物件情報の紹介、不動産業者への動向
- ③ 物件内覧の同行や契約手続きの支援、立ち合い など

## 2. 残された課題

平成 23(2011)年に策定された半田市社会福祉協議会強化発展計画において、半田市社会福祉協議会は、住民一人一人の豊かな地域生活を支えていく個別支援と、誰もが安心して暮らせる地域支援を総合的に展開出来る「総合支援型社協」への発展を目指す事を目標に掲げています。

「総合支援型社協」の断らない相談とは、対象となる世代や専門分野の垣根を超え「寄り添い」を基本とし相談支援を行う事です。つまり、いかなる相談も受け止める姿勢を持ち、相談者が抱えている生活課題に対して真摯に耳を傾け、相談者の生活課題を解決出来るよう支援を繋ぎ続ける行動をするということです。

半田市社会福祉協議会は、各種資金貸付事業・日常生活自立支援事業等の権利擁護事業の他に半田市からさまざまな事業を受託し、相談支援業務を行っています。

近年の相談支援では、相談支援の対象が「本人」だけではなく、「世帯全体」に支援が必要となる事例が多くなっています。世帯全体への支援が必要な事例は、複合的な課題を抱える場合が多く、支援する専門機関や関わる支援者も多くなる傾向があります。専門機関や関わる支援者が多ければ多いほど「連携」が必要となります。半田市社会福祉協議会の専門職は、専門分野の垣根を超え、対象者に関わる地域の人々や関係者と協働して課題が解決出来るような支援を意識し、相談支援に取り組み続けています。しかしながら、経済状況や雇用状況の変化から、民生委員児童委員をはじめとする地域福祉活動に参画できる地域住民が減少している感が否めません。

そして前述のように、困りごとが複雑に絡み合い、支援困難事例化してしまうケースには、分野別の対応では解決が難しくなっています。

半田市地域福祉計画の施行以降、地域住民による身近な相談窓口を推進し、地域からの早期の気付きや見守り機能も高まり、住民と専門職が協働して支援する事例も増えてきていますが、全市的な取り組みには至っていません。困りごとを抱えていても「どこに相談すればいいのか、わからない」という声が少なくはなく、専門職のみで「困っている人」をもれなく把握することは困難です。

こうした現状から、以下の3点が大きな地域課題として残されています。

- ① 地域福祉を推進するための「ふくし人財」が不足している
- ② 分野や制度別の縦割りではなく、「困っている人」を総合的に支援する必要が高まっている
- ③ 「困っている人」を早期発見し、早期対応できる「身近な相談窓口」が足りない

これらの課題に対応する手段として、半田市社会福祉協議会は本計画の重点目標を次章のとおり掲げます。

## 第4章 本計画の重点目標

半田市社会福祉協議会は、半田市の地域福祉をさらに推進するために、半田市地域福祉計画の基本理念が実現することを念頭に置いて、以下の①～③の重点目標を設定します。

- ① 新たな「ふくし人財」開拓のための「ふくし共育」推進します
- ② コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）を配置し、「断らない相談支援」を充実します
- ③ 小学校区単位を目標に「身近な相談窓口」を拡充します

各重点目標の具体的な考え方は以下のとおりです。

### 重点目標①

#### 新たな「ふくし人財」開拓のための「ふくし共育」を推進します

これまでの「ふくし共育」の継続に加え、個人や地域の課題の発見やその解決に向けての協働をテーマに人財育成を図ります。これにより、小学校区を単位とした“住民相互でささえあう体制づくり”を目指します。



## 重点目標②

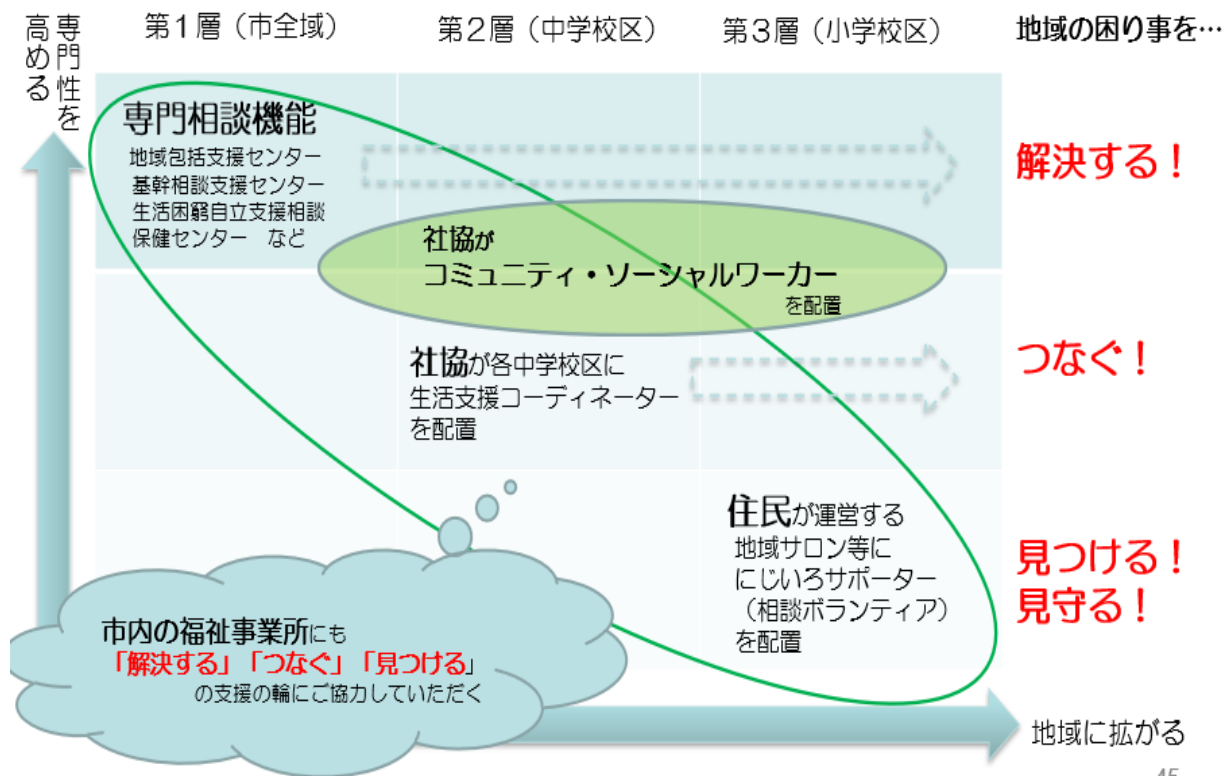
コミュニティソーシャルワーカーを配置し、

「断らない相談支援」を充実します

地域には「困っている人」がたくさんいます。そして「困っている人」の中には「どこに相談に行ったらいいかわからない」という人が少なくありません。こうした人たちの困りごとが深刻化しないように、早期発見・早期対応が必要です。

そこで、各相談窓口での「断らない相談支援」に加え、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、市内福祉事業所等との多機関・職種連携の強化を図ります。

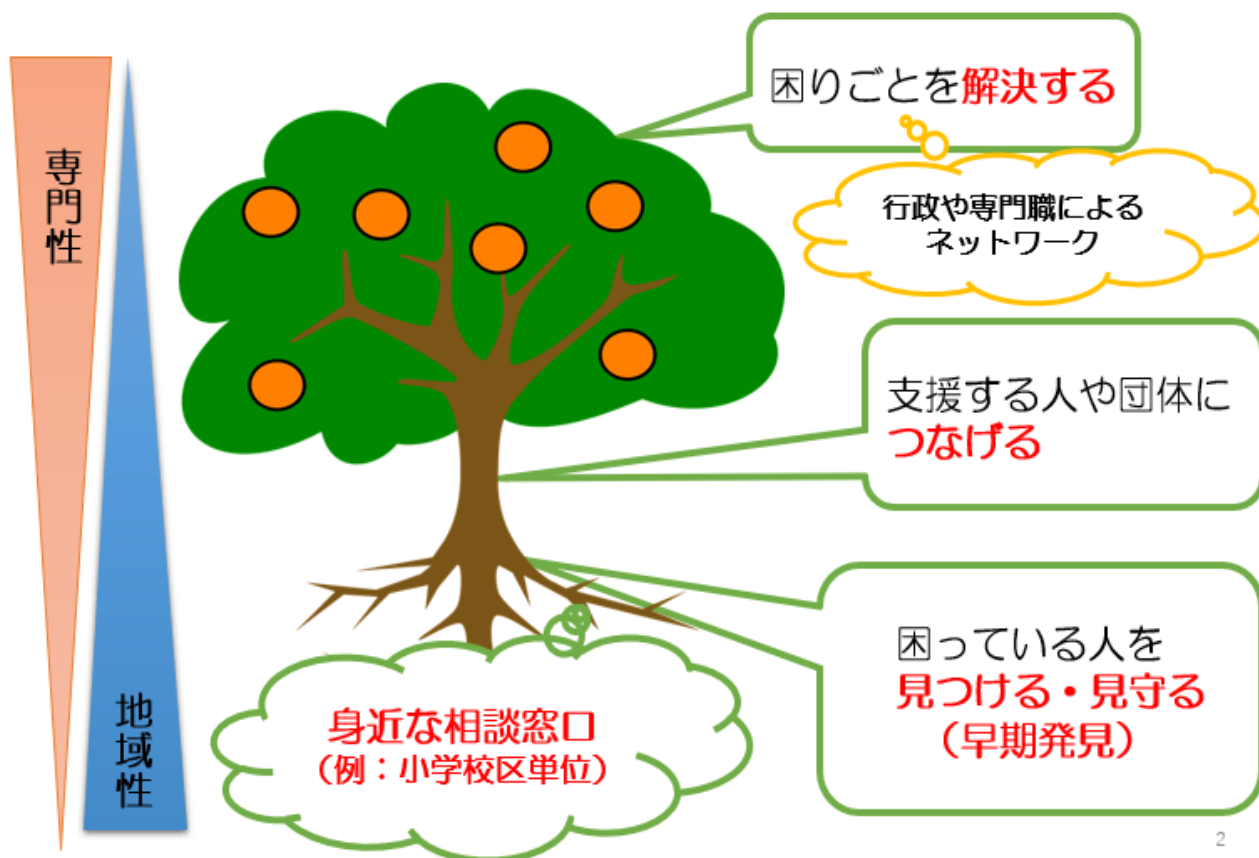
支援が必要な人が生きる喜び（幸福追求権）を感じ、安心して生活できる（生存権）ように、地域ぐるみでささえあいの輪を広げます。



### 重点目標③

#### 小学校区単位を目標に「身近な相談窓口」を拡充します

半田市社会福祉協議会が運営している地域福祉拠点以外に、民間の福祉事業所との協働や小学校の空き教室等を活用した「身近な相談窓口」を市内に拡充し、小学校区単位で気軽に相談できる体制を整えます。そして、「困っている人」を見守る体制作りも、地域住民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えています。



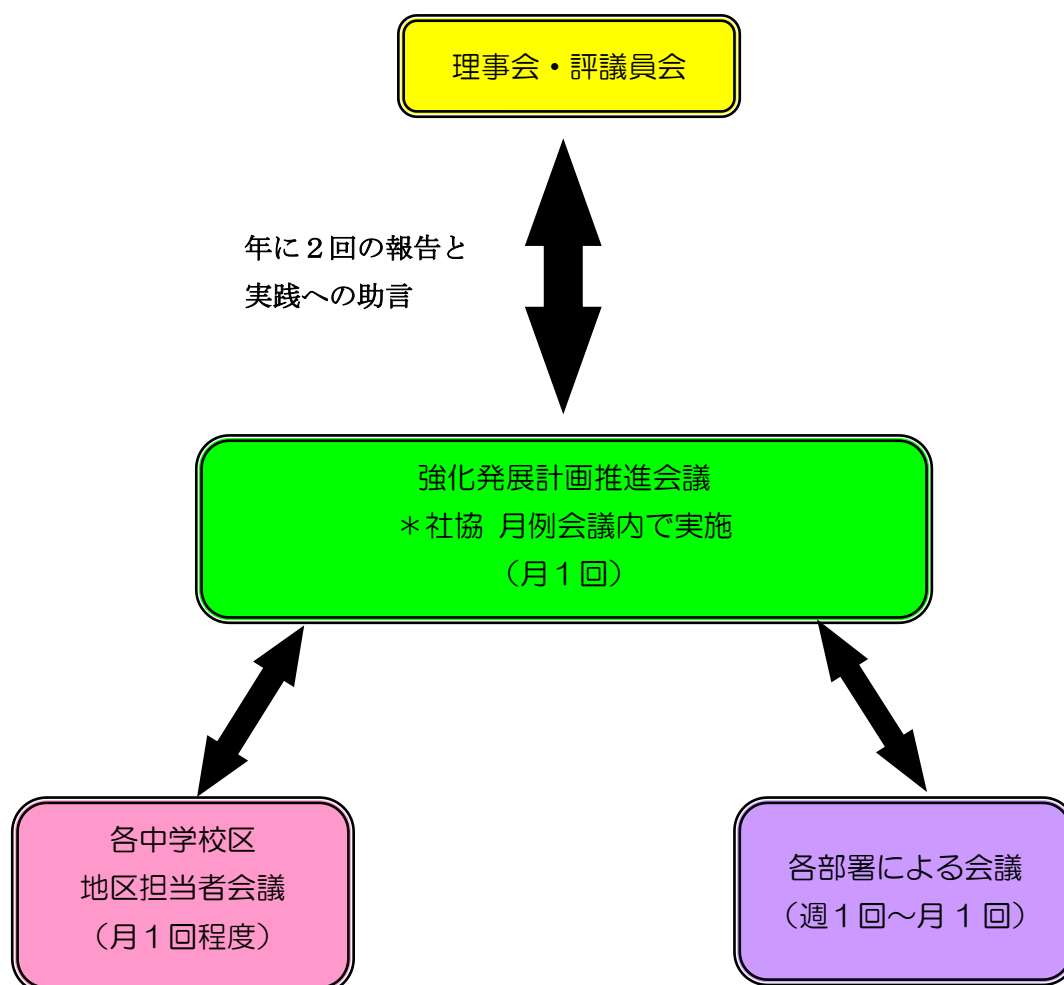
## 第5章 本計画の進行管理

本計画における事業の実施が、振り返りと評価を持って実践されるために、下図の流れで進行を管理します。

各中学校区の地区担当は、定期的に会議を開き、当該地区の地域課題解決と本計画の進行管理を実施します。各部署（委託事業を含む）においては、当該年度の事業計画を踏まえながら、本計画の進行管理を実施します。

その上部会議として、強化発展計画推進会議（事務局長・事務局次長・グループ長・センター長で構成）を定期的に実施し、重点施策を中心とした進行管理を行います。

理事会・評議員会では、本計画についての最終的な評価を行い、必要性があれば計画の修正等を行います。





# 資料編

## 半田市社会福祉協議会 年表

- 昭和 27 (1952) 年  
12 月 厚生大臣設立許可
- 昭和 28 (1953) 年  
1 月 法人設立登記  
設立当時は、保育園(～1979 年)の運営を中心とした業務のほか、  
くらし資金の貸付業務、および心配事相談所を開設
- 昭和 54 (1979) 年  
3 月 保育園を半田市に売却、これによって得た資金が基本財産となる
- 昭和 56 (1981) 年  
4 月 知的障がい者通所授産施設「半田市椎の木園」に運営を半田市から  
受託  
9 月 「ボランティアセンター」を設置  
ボランティア登録・研修・連絡調整の充実と活性化を担う
- 昭和 63 (1988) 年  
1 月 「半田市福祉センター事業」を半田市から受託  
同時に福祉センター内に事務所を移転し、各種事業を展開
- 平成 3 (1991) 年  
4 月 知的障がい者小規模授産所「かめざき授産所(半田市どんぐり園の  
前身)」の運営を半田市から受託
- 平成 5 (1993) 年  
4 月 在宅福祉事業充実のため「ホームヘルパー派遣事業」「訪問入浴サ  
ービス事業」(～2000 年)を半田市から受託
- 平成 6 (1994) 年  
4 月 半田市社会福祉事業団の設立により、知的障がい者通所授産施設  
「半田市椎の木園」知的障がい者通所更生施設「半田市どんぐり園」  
の運営を移管
- 平成 18 (2006) 年  
4 月 「地域包括支援センター事業」を半田市から受託
- 平成 19 (2007) 年  
4 月 「日常生活自立支援事業」を愛知県社会福祉協議会から受託
- 平成 20 (2008) 年  
4 月 「障がい者相談支援センター事業」を半田市から受託  
「NPO 法人知多地域成年後見センター」開設、社協会長が副理事長  
に就任  
7 月 「ボランティアセンター」が半田市市民交流センター内に移転
- 平成 21 (2009) 年  
4 月 「半田市地域福祉計画策定事業」を半田市から受託  
9 月 「半田市家庭訪問支援事業」を半田市から受託

- 平成 22 (2010) 年
- 10 月 「居宅介護支援事業（ケアプランセンター）」を開設
- 平成 23 (2011) 年
- 3 月 「半田市社会福祉協議会強化発展計画」を策定
  - 4 月 「市民活動支援センター事業」を半田市から受託、「ボランティアセンター」と統合した「はんだまちづくりひろば」を運営
  - 4 月 共生型福祉施設「おっかわハウス」開所
- 平成 25 (2013) 年
- 5 月 「居宅介護支援事業（ケアプランセンター）」を廃止
  - 9 月 「安心生活創造推進事業」を半田市から受託（2013～2014）
- 平成 26 (2014) 年
- 4 月 「地域包括ケア推進事業」を半田市から受託（2014～2016）
  - 4 月 「認知症予防教室事業」を半田市から受託（2014～2015）
- 平成 27 (2015) 年
- 4 月 半田市が生活困窮者自立支援事業に係る相談支援業務を開始、職員 1 名を人事交流として半田市に派遣（2015～2016）
  - 4 月 児童発達支援センターに係る相談支援業務を半田市から受託、職員 1 名を半田市に派遣
  - 9 月 東日本大震災被災地支援事業として、福島県から福島県精神科病院転退院調整コーディネーター派遣業務を受託、職員 1 名を派遣
- 平成 28 (2016) 年
- 3 月 「半田市社会福祉協議会強化発展計画(第 2 期)」を策定（2016～2020）
  - 4 月 「生活困窮自立支援事業」における家計相談支援業務を半田市から受託
  - 4 月 「生活支援コーディネーター事業」を半田市から受託（一部）
- 平成 29 (2017) 年
- 4 月 市民活動支援事業（半田市委託事業）の廃止に伴い、ボランティアセンターが半田市市民交流センターから雁宿ホールへ移転
  - 4 月 「生活支援コーディネーター事業」を半田市から受託（5 中学校区）
  - 4 月 機構改革により課制を廃止、組織体制を総務グループ・権利擁護グループ・ふくし支援グループの 3 グループ体制となる
  - 4 月 ふくし支援グループ内に「ボランティア地域ささえあいセンター」を設置
  - 9 月 「ボランティア地域ささえあいセンター」内に「減災地域ささえあいセンター」を設置
  - 10 月 「亀崎ささえあいセンター（駅前ほうす）」を開所

平成 30 (2018) 年

4 月 機構改革により、ふくし支援グループを解体  
半田市包括支援センター長・半田市障がい者相談支援センター  
長・ボランティア地域ささえあいセンター長は、グループ長に  
準じる体制となる

令和元 (2019) 年

5 月 「半田南部ささえあいセンター」を開所

令和 2 (2020) 年

10 月 「おっかわハウス」閉館

令和 3 (2021) 年

2 月 愛知県知事から「住居確保要配慮者居住支援法人」を指定される  
3 月 「半田市社会福祉協議会強化発展計画 (第 3 期)」策定  
4 月 半田市より「重層的支援体制整備事業 (アウトリーチ等継続支援  
事業)」を受託

## 用 語 集

ページ	用 語	解 説
1	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
28	ケアマネジメント	支援が必要な人の自己決定・自己選択を尊重した上で、生活上の希望（ニーズ）と社会資源を適切に結びつける機能、または技術。
28	セルフネグレクト	生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なう状態。 必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立するなど認知症の一人暮らしの高齢者などに時々みられます。
31	フィードバック	上司が部下に対して、行動や成果に対する評価内容を伝え、より良い方向や結果に導く手法を指します。
32	PDCA サイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するもの。
32	マクロ・メゾ・ミクロ	マクロは社会・制度・政策・計画など市全体、メゾは組織・機関レベル、ミクロは個別支援を指します。

33	キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」で講師を務める人。
33	成年後見制度 任意後見制度	判断能力が十分でない者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)が不利益を被らないように後見人等が必要な契約等を締結したり財産を管理したりしご本人の保護を図るもの。任意後見制度はあらかじめ自分で後見人を決め、事前に準備をしておく制度。
33	事前指示書	意思表示をする能力のある方が、突然の病気や認知症などのために自分の意思を伝えることができなくなってしまう場合に備えて、“自分の終末期医療(ケア)をどうしてほしいのか”という思いや希望を事前にご家族をはじめ親しい人々、かかりつけ医と相談して書き記しておくために半田市で作成した様式。
34	基幹相談	障害者総合支援法では、障がいのある方等への相談・情報提供・助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携支援を行う機関を指し、「基幹相談支援センター」と呼ばれます。 対人援助技術向上を目的とした研修や、支援困難事例へのサポートも行います。
34	自立支援協議会	地域の関係者(障がいのある当事者や障がいのある方の支援をしている事業所やハローワーク・学校・保健所など)が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有する場です。また、地域の課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っています。

34	指定一般相談支援事業 (地域移行・地域定着)	長期間入院をしていたり、施設で生活を行っていた方が地域生活へ移行し定着するまでの期間の <b>支援</b> を行う事業。 地域生活を送るための住居を探したり、緊急時の連絡体制の確保を行うなどの <b>相談</b> 事業を行っています。
34	指定特定相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画作成の支援が必要と認められる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)や家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービスの調整や環境を整えるなど、よりきめ細かく支援するもの。
34	モニタリング	定期的にサービスの実施状況や本人の生活状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者に対する面接を行い、その効果を評価すること。
36	地域包括ケア部会	半田市障がい者自立支援協議会の中にある部会の一つ。精神病院への入院・入所施設の入所者の地域移行の推進や、地域生活支援拠点(地域での生活を支えるために必要な相談・緊急時の支援・専門的人材の育成・体験の場の整備を行う拠点)活用の推進を行っています。
36	グループホーム	認知症や障がいのある人が少人数で、世話人(支援者)などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら、共同生活を営む住宅のこと。
37	スーパービジョン	経験を積んだ指導者(スーパーバイザー)が対人援助を行う援助者(スーパーバイジー)との面談等を通じて、援助者により適切な態度・スキル・知識などを習得させる手法。

37	OJT	<p>“On the Job Training” の略。</p> <p>「職場で学ぶ」という考え方で、一般的には職場での社員に対する研修、教育を実際の仕事場において、実務を通じて学んで貰うという制度です。</p>
37	クライシスプラン	<p>病状が悪化した際等の緊急事態を想定して、本人による対処法と支援者の対応を記した計画。</p> <p>病状が安定している時に当事者と支援者が一緒に作成します。</p>
38	ジョブライフサポーター	<p>半田市独自の就労支援の1つ。一般就労されている障がいのある人が、安心して働き続けられるよう、定期的に職場訪問することでサポートする方のことをいいます。</p>
38	バーンアウト	<p>「燃え尽きる」状態を指します。</p> <p>身体的・精神的な疲労によって、エネルギーが奪い取られ疲れ果ててしまう状態です。仕事に没頭していた社員が急にやる気を喪失してしまったり、仕事への意欲が激減してしまったりするケースを指します。</p>
38	主任相談支援専門員	<p>障がいのある人の住みやすい地域づくり、支援者等の人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う相談支援専門員。</p> <p>介護保険制度では、主任介護支援専門員がこれに該当します。</p>





令和 3 年 4 月 発行

編集：社会福祉法人半田市社会福祉協議会